

監獄協會雜誌

第貳拾六卷
第三號

明治二十一年五月創刊 每月一回 二十日發行

(三月二十日發行)

監獄協會

東京

會社

監獄協會雜誌第二十六卷第參號目次

○論 說……………	(一頁)
○結社的若くは集合的犯罪の傾向に對する刑事政策論……………	夫次郎
○研究心の養成……………	豊野生
○講演……………	(二二頁)
○輸出奨励と輸入防止に就て……………	農商務省商品陳列館長 鶴見左吉雄君
○資料……………	(二二頁)
○獨逸に於ける受刑者數……………	法學士 辻 敬助
○雜 錄……………	(三一頁)
○獨逸に於ける女監事情(承前)……………	
○談 叢……………	(三七頁)
○教誨師としての感想……………	東鳴監獄武田教務所長談
○原胤昭氏の所感談……………	崎 洲 生
○統計……………	(五〇頁)
○大正二年一月末日現在在監人員表……………	
○寄 書……………	(五六頁)
○新入監者の身神狀態……………	長野白 井 生
○罪囚の改善を論ず……………	千葉 秋 葉 日 成
○藤澤典獄の懸案に對する解答……………	秋田 尾 原 靜 乘
○迎年の所感を讀む……………	兵庫 後 藤 一 酒
○修養絶句(其二)……………	千葉 石 井 光 美
○通 信……………	(七九頁)
○埼玉出獄人保護事情總會……………	浦和 三 浦 典 獄 報
○入佛式と發會式……………	西條分監 波 邊 圓 流
○愛知慈惠會近況……………	愛知慈惠會報
○彙 報……………	(八五頁)
○博士歡迎の午餐會○殺傷事故○逃走事故○中央保護會の設立○本會の主事○第五期監獄官練習所の開始○公文	
○叙 任……………	
○會 報……………	

東鳴監獄參觀の際同所に於て撮影せるものに係る



今般來朝せられたる市俄古大學教授ヘンダーソン博士

(譯通本鈴及長所課は他其、獄典澤藤右、官務事本真左、士博ソウイダソへ央中)

監獄協會雜誌第貳拾六卷第三號

論

論

說

結社的若くは集合的犯罪の傾向に對する
刑事政策論

佛國法學博士檢事 原 夫 次 郎

緒 言

世の進運か總て社會の事物を驅て向上發展せしめて已まざると同時に交通開
け人文發達するに連れ犯罪の手段方法に巧妙惡策を誘致するも亦寔に已むを得
ざる所たらすんばあらず就中輓近夫の堂々法人を標榜して竊かに其機關を犯罪
に惡用するが如き又恐る可きは惡奸各所に糾合團體し甲乙互に連結々社し巧み

說

(一)

に出沒變幻して罪惡を犯すを事とするか如き又否らずと雖も無賴の徒聲に應じて蜂起し他の犯罪實行に雷同附和し犯罪を幫助するが如きありて此等集合的、連結的、結社的犯罪の傾向、累進は實に近世に於ける社會の胚胎したる副産物にして之れが撲滅策は現下各國家に於ける刑事政策の最大急務たるの一を失はず於此乎此問題は最近(四) 吾人一千九百十年(五) 我明治四十三年即米國華盛頓府に開設せられたる萬國監獄會議の議に附せられ爲めに當時佛國政府より特派せられたる同國巴里大學教授兼佛國監獄協會副會頭「ガルソン」(M. Garçon)氏は之れが調査委員として其意見を報告せられたりき恰も氏は予が恩師にして先きに予か外遊中去る明治四十三年より同四十四年に亘り一學年の間巴里法科大學並に同大學附屬刑事專攻大學院に於て同氏に親炙し同氏の比較刑法講座と刑法講座を聴講し序次右の報告意見を聽録したるものあるを以て予は茲に本論に於て主として氏の意見を紹介するに助め次て之れに附録するに予が私見を以てせんとす

結社の若くは集合的犯罪の傾向に對する刑事政策論に就き西曆一千九百十年の萬國監獄會議に報告せられたる「ガルソン」教授の所説

凡そ人の集合は其集合體に特段の偉大なる權威を形成するのみならず其の集合員各自の權力に於ても孤獨の状態に在るよりは多大の權力を増加するものなることは古來争ふ可からざる吾人の實驗より得たる眞事實にして又眞理なり夫の現今民事商事其他の集會結社が勃興するは皆此の眞理の實現に外ならず而して吾人が日常自然に接觸感應し且つ常に適用を爲す所の法則たる根本的法律の基本が社會學と經濟學の力を俟たざる可からざること亦最も確實なる道理なるが如し於此乎從來犯罪學者は其専門的科學の見地よりして法律が未だ正確ならざること唱道し其引證の一例として現に夫の罪惡者の結合の如きは最も危險性を帯びたる罪惡人即ち職業的罪惡人の性情を養成馴致し爲めに此種の罪惡を累進せしめたることを示せり然れども此等犯罪學派の主張は尙ほ絶對の新思想にはあらざるのみならず却て予輩は古來世の刑事立法者が何れの時代に於ても其觀念を有し其主張を是認し且つ其主張を推知先見したることを考證し得可く唯現今に在りては其觀念と主張が理論に依りて鮮明せられ定説せられたるのみ同時に群衆心理の研究(Les études de psychologie collective)は所謂集合的犯罪に對する

刑事立法に一新智識を附與したり即ち同研究の結果は吾人に群衆が相集合するときは如何に彼等の感情と意念を變動移浮せしめ又如何に彼等各自固有の罪惡的性情と意緒を突發激興せしむるかを示し而して其影響や極めて危険なるに拘らず其群衆各自の刑事責任たる敢て重からざるが如し何となれば彼等群衆は何れも其故意の點に於て差程頑強ならざる主人公なればなり然れども亦他の一面に於て考覈を要す可きは此等群衆の集合にして若しも種々の形式の下に同惡を糾合し結社し強固なる固有の團體を形成して互に其惡性を助長訓育し其非行を發輝せんとするの傾向あらんか彼等低度の道德者は終に其集合的權威の爲めに深く罪惡の淵に沈淪して到底濟度す可からざる極惡非道者と化し且つ如此にして漸次廣きに波及し其害や測知す可からざること是なり

夫の「タルド」(M. Tarde)「シヤル」(M. Sighele)兩博士の好著公刊以來總て此等の觀念は世人をして科學的研究の領有に歸せしめたることを思はしめたり然れども吾人が刑事法の實際的活動に於て總て此等の穿鑿考量を爲さざる可からざる場合に在りては此等難問は錯綜紛糾して獨り斯かる一小分科的研究の領有に委す可く

もあらず現に此難問は西曆一千九百年米國華聖頓に開催せられたる萬國監獄會議の議題として討議せられたるものにして即ち

第一議題 犯罪の結社若くは集合體は其結社集合體自身を恰も他の分明に成
立したる犯罪の如く所罰し能ふか若くは所謂せざる可からざるか

第二議題 若し右第一議題を積極的に是認せば其結社若くは集合體を犯罪の
一般が重情狀の如く看做すを相當とす可きや

是なり是れ實に予輩をして同會議に説述せしめたる前掲一般難問中より抽別したる所の課題にして予輩は先づ此二議題に入るの前二個の注意備考を爲し置かんとす即ち其一是論述の順序方法に關し其二是本論と從犯關係に關してなり

第一備考 從來刑事法學者は此等の問題を毫も總て一般的事實の觀察點より瞥見せずと雖も既に犯罪の社會的現象に於て罪惡的の結社若くは集合團體を計上せざる可からざることば蔽ふ可からざる事實なるに拘らず之れが起源に關する點に付ては刑事法學者が十分に注意を拂はざりしことも亦蔽ふ可からざる事實に屬す此二個の實物教示たるや想ふに世人が總て事の實際上の注意よ

りも寧ろ理論を先きにするの傾向あるが故ならずんばあらず例へば右「シイセル」博士の著書の如き其冒頭に置きたる *L'Unione fa la Forza così nel bene come nel male* の如き正しく論理的推論にして是れ決して眞の經驗的證據集合的統計を理論の補助の爲めに採りたるものにはあらざるを觀る而して又同書が計上したる若干の事實は單に例示に止まるのみならず實に些少の科學的注意考證の價値だも有せざるものなり然れども爲めに予輩は茲に強て此推理法を咎めんと欲するにもあらず又此法式に依りて到頭事の眞實を發見し得ざるものなることを主張するにもあらずして唯經驗的考證は常に假定説に先ち能ふことを言はんと欲するのみ蓋し夫の理論學派の事々物々に理論を以て究極せんとするが如き方法は常に冒險あるを免れずして且つ其論理的に斷定したる所のものを恰も確乎たる法則の如く絶對的結果の如く看做すが故に屢々活社會の實事實物に能く適應する能はざるの窮境に到達することあるを觀る若し夫れ吾人が犯罪的結社集會の如き犯罪的協力の如き共犯の如き能く其文辭の明白なる外觀の字義を知り且つ其社會の安寧秩序に影響す可き危險を確認したる場合に

在りても總て此等集合體の眞意義を穿鑿討尋する者稀なり是れ此等の眞意義は實に複雑にして且つ甚だ茫漠荒涼たればなり故に總て此等の眞意義を或る他の意味に於て若くは或る他の狀貌に於て研鑽するを要す換言せば總て此等の眞意義を専ら其關係する所の事實上より考究するを要す而して人若し此等の考究問題は法律問題なるが故に法律的理論を加味して其關係を考究せざる可からずと言はゞ予輩は前來論述したるが如く純然たる理論法の手續に依りて眞事實を發見せんとするは徒らに岐路に沈淪して其眞義を減殺するの愚を費用するに過ぎざるのみならず予輩は尙ほ進んで法律的法則は終に活社會の事實其ものより抽曳抜描したる無差別のものたるを凝視して已まざることを言はんと欲す(未完)

研究心の養成

研究は事物の發達進歩を促進するの活力たり百科の學術も之に因て進み諸般の發明も之に因て起るもとのす獨逸帝國監獄事業の發達は勿論世界に向て其誇とする深立なる學理も窮極すれば獨逸國民の研究心の旺盛なるに由來するものと謂ふを得べし

本紙に掲載せる獨逸に於ける受刑者と題する原著は獨逸模範監獄アモビート監獄典獄フインケルブルグ博士の著述にして此種の研究は未だ曾て之を試みたるものなく氏に依りて始めて發表せられたりと聞く惟ふに獨逸は人も知る如く歐洲現代に於ける學者叢淵の地なり論著述作の盛なる他に之と比肩すべきものなし、加之典獄の事務は繁雜多忙にして殆んど思辯考索の餘暇なきにも拘らずフインケルブルグ氏が能く前人未發の説を述ぶるを得たるは眞に驚嘆に値すると同時に適以て獨逸の監獄官が如何に研究の念に富めるやを想見するに足れり眞に羨望に堪へざるなり

之に反して我日本帝國の實務家は果して如何フインケルブルグ氏の如き熱心と誠實とを以て斯道の爲め研究を爲したるものなきは勿論多少創意の發論を爲し

たるもの幾人あるか人は云へり今や帝國は世界文明國の班に列せりと而して社會百般の事就中我監獄事業今尙數歩寧ろ數十歩を彼に輸せざるを得ざるものあるは抑何んぞ畢竟研究心の萎靡として振はざるに因らずんばあらず東洋文明の先進國を以て任ずる帝國の面目に對し慚且恐るゝ所なからんや

吾人は我國監獄實務家の研究心の乏しきを歎ずると與に將來此研究心の養成の急務なるを唱導せんぞす惟ふに今の監獄實務家中には小成に安んじ惰眠を貪りつゝあるものあらざるか職務の餘暇研究すれば研究の餘地なきにあらずして或は圍碁或は謠曲或は弓術に道樂を凝して悠々として樂み揚々として得意なるものなきか圍碁謠曲弓術必ずしも不可ならずと雖ども上の好む所下之より甚しきものあり上官謠曲を好めば部下相牽ひて之に趨き上官弓術に熱心すれば部下退廳時限の到るを遅しとするに至る獨り謠曲弓術のみにあらず圍碁然り其他の遊戯皆然らざるはなし上官の爲す所靡然として其風を爲し遂には眞面目に職務に従事するを以て愚とするものあるに至ることあり所謂楚王細腰を好んで宮中餓死するものありとの諺は往々見る所の事實たり若し監獄の首腦たる典獄其人に

して能く部下を指導して或は實務に或は學術に之れが研究に惰らすんば一般の氣風を移して事物の研究に熱心するに至らしむること決して難からざるを信す固より遊戯道樂と事物の研究の如きとは人の嗜好に於て異なるものあり其難易決して同一視するを得ずと雖ども要は是れが氣風を養成するにあり苟も事物の研究に注意を傾注すれば自ら研究に興味を生じ其樂遊戯道樂に遜らざるものあるべし人の上位に立てるもの、最も留意すべき所なりとす

今や監獄實務上衛生に檢束に作業に教誨に殊に遇囚諸般の事改善を圖るべきこと尙尠しとせず而して斯等百般の改善皆之を實務家の眞摯なる研究に待ざるもの一として之れあらず豈に悠々として圍碁謠曲弓術等の道樂に耽るを許さんや人或は謂はん聞くが如き圍碁謠曲弓術等の談は姑く之を措き今日の實務家としては日常多端なる職務に従事し勤勉日も亦足らざるものあり然るに之に對つて常務以外の研究を望むこと或は至難ならんと是れ卑怯者の遁辭のみ夫れ苟も一定の職務に従事せるものにして誰れか余は甚だ閑暇なりと云はんや何人も四六時中睡眠の時間を除き尙二三時間の餘裕を得んこと實際之を難しとせず多忙

は是れ人の常套語のみ西諺の樂を職務の中に發見すこの語眞に味ふべきなり吾人頃日監獄實務家に就て多少聞く所あり監獄改善の前途に就き私に慨するものあるの際偶獨逸モアピート監獄典獄の獨逸に於ける受刑者と題する著述の事を聞き彼我相照し大に感ずる所ありて此文を草し我僚友の猛省を乞ふ熱情の溢るゝ所言辭或は矯激に失するもの無しとせず讀者之を諒せよ



輸出獎勵と輸入防止に就て

農商務省商品陳列館長 鶴見左吉雄君

本日は何か皆さんの御参考になるやうなお話を申上げる積りで此間お約束をして置きましたが、多忙を極めました爲めに充分に準備が出来ませぬので新してお話を申上げることが出来ないのは甚だ遺憾でございます。で本日は我國の經濟上の地位がどうなつて居るであらうか、其地位からして今後如何に産業上の方針を向けて行かなくてはならぬか、それに就ては皆さんに如何なるお心得を以て事に處して戴かなくてはならぬかといふことを希望として申述べたい積りで罷出たやうな次第であります。

我國の貿易上の關係を一通り申上げる前に明治年間に如何に産業が發達したかといふことを極く簡単に申述べたいと思ふのであります。今更ら申上げるまでもなく 明治天皇陛下の御時世中には誠に出來事の立派なるものが澤山ありました。一般に之を申述べる必要もありませんが、經濟上より之を

申述べて見ますと實に驚くべき進歩をなして居るのであります。御承知の通り明治初年には統計が充分に出來なかつた爲めに或は不完全な爲めに其充分の統計が出來なかつたのかも知れませぬが、明治元年に貿易をして居りました所の總額は僅に二千六百萬圓しかないのであります。それが御承知の通り昨年の貿易は實に十一億五千萬圓をいふ大きな貿易をするやうになつたのであります。又統計がない爲めに比較が取れませぬけれども、四十三年度に於ける我國の總ての生産物を調査して見ますと非常な勢ひを以て殖へて參つたのであります。即ち農産物で十三億六千萬圓、工産物では十一億四千萬圓を合計致しますと約二十八億八千萬圓から上つて居るのであります。是は四十三年の統計でありまして、それ以後新しい統計がございませぬが、充分に調べて見ましたならば疾に三十億以上の生産額に上つて居ることは疑ひもないことであります。此勢ひを以て進みましますならば前途非常な勢ひを以て産業上の發達を見ることが出来るであらうと思ふのであります。其外鐵道に就て見ましても近來の發達は誠に著しくして既に昨年の現在を見ますと朝鮮を含みまして約七千八百三十七哩といふ延長を有つやうになつて來たのであります。數年前に日本が鐵道の延長が五十哩に達したといふので朝野を擧げて狂喜した時代もあつたのであります。今は既に殆ど八千哩からの延長を見るやうになつて來た

のであります。其外船舶の數を見ましても是又非常な發達でありまして、二十噸以上の汽船を調べて見ましても約二千隻を有つて居るのでありまして、其噸數は約百五十萬噸以上にならうとして居るのであります。諸會社の發達の如きも誠に大きなものになりまして、全體の日本の生産業に従事して居る所の會社の總資本額といふものは十八億四千萬圓から上つて居るやうになつて來たのであります。其中の銀行ばかりでも約八億を占めるやうになつて來た。昨年の銀行の手形の交換高を見ましても非常な勢ひで進んで参りました。昨年の年末の總計に依て見ますと手形の交換の數が殆ど百億萬枚に上つて居るのであります。其金高は九十七億圓以上上つて居る。其前年に比しますと殆ど十億からの殖へ方になつて居るのであります。東京の銀行ばかりを見ましても一昨年に比しまして四億萬圓からの殖へ方になつて居るのであります。

斯の如く生産業も亦生産に關係のある所の事業も以上申述べた通りの勢ひを以て今日は進みつゝあるのであります。殆ど之を今から二十年前三十年前に比較して見ますと産業上の状態は殆ど隔世の觀があるといつても宜い位に非常な變化を示すやうになつて來たのであります。内地の生産は斯の如く進んで参りました結果が外國貿易の上に現はれまして、昨年の貿易は前にも申述べました通り十一億五千萬圓に上るやうになつたのであります。今申上げました十一億五千萬圓といふものは全く日本内

地だけの貿易であります。之に朝鮮の貿易、臺灣の貿易を加へますと其以上遙に大きな額に上るのであります。朝鮮の貿易高を加へまして約十二億八百萬圓からなるのであります。貿易の趨勢から申しますと斯の如く數額が非常に殖へ誠に喜ぶべきことでありますが、單り此數額が殖へたばかりでなく一方に貿易の内容を細かに觀察して見ますと是又甚だ喜ぶべき有様を發見するのであります。則ち是まで日本の貿易を見ますと日本から海外へ出て居まする即ち輸出品の重なるものは何んであるかと申しますと主として原料品であつたのであります。さうして又外國から日本へ這入つて來るものは何んであるかといふと主として製造した品物が這入つて居つたのであります。又之に反對して日本からは製造した品物を輸出するのが甚だ少なくして原料品の輸出が多かつたのであります。是が近來其趨勢を一變して全く反對の現象を呈するやうになつて來たのであります。即ち輸入に於ては原料品が澤山這入つて來るやうになつて製造品の輸入は日に減少して來る。又輸出は製造した輸出品が段々殖へてさうして原料の輸出が段々減つて行く。斯ういふ狀況になつて來たのであります。是は誠に喜ぶべきことでありまして、之を言ひ換へて見ますと日本で出來る所の原料品は成べく日本でそれを製造加工をして海外に之を出すやうになり。日本は御承知の通り土地面積が比較的狭い國でありまして原料の生産も左程豊かではない爲めに、原料品の輸入といふものは段々殖へて即ち海外から綿であるとか砂

糖であるとか毛であるとかいふやうなものを澤山輸入して来てこれを日本で工業を興して加工をして之を海外に出すやうになつたのであります。又是まで外國から日本に這入つて居つたものは製造した品物が多かつた。即ち此「コップ」に致しまして亦吾々の着る洋服のやうなものでも此邊に付いて居る電氣燈の球であるとか硝子であるとか或は椅子「チーブル」に張つてある所の織物であるとか「チーブル」掛のやうなものでも悉く輸入品を仰がなければ日本の内地でさういふものが出來なかつたのであります。是が日本で製造が出来るやうになつた爲めに外國からさういふ製品を買ふ必要がなくなつて來たのであります。是は誠に貿易の内容を調べて見て喜ぶべきことであらうと思ふのであります。今では日本の工業を見ますれば如何なる工業と雖も大抵のものは日本で出來ないものではなくなつて來たのであります。殆ど小は日用品より大は軍艦商船鐵道の「レール」であるとか機械といふものに至るまで大抵日本で出來るやうになつて來たのであります。外國の製品を必ずしも購入をする必要はなくなつて來たのであります。又貿易の内容ばかりかさういふ風に變つたのみならず貿易の市場は是又非常に擴大されて來たのであります。昔から日本が海外貿易をやつて居りますのは主として歐米諸國であつたのであります。無論支那であるとか印度であるとかいふ所も貿易の重要な關係は有つて居つたに相違ございませぬが、主として海外貿易を營んで居りましたのは歐米の市場であつたのであ

ります。然るに近來貿易市場が非常に擴大されまして即ち販路が非常に廣くなりまして日本の商品は世界の何れの部分にまでも行くやうになつたのであります。是まで餘り人の着眼して居らなかつた所の南米諸國であるとか濠太利であるとか蘭領印度方面、此方面に向つても着々として日本の商品が擴まりつゝあるのであります。市場は此數年前に比しましては非常な勢ひを以て擴まりつゝあるのであります。又是まで貿易をして居つた人は日本の貿易をするのでありますけれども日本人に之を營むことが出來なかつたのであります。即ち御承知の通り所謂居留地貿易といふものを營んで居つたのであります。外國へ品物を賣るにしましては神戸なり横濱に居る所の西洋人に頼んで賣つて貰はなければ仕方がなかつたのであります。外國の品物を買ふに致しましては直接外國の市場から買ふことが出來ませず神戸横濱長崎等に滞在して居る所の西洋人に頼んで買つて居つたのであります。所謂居留地貿易といふものをやつて居つて居留地で輸入も輸出もやつて居つたのであります。それ故に商業上の權利といふものは未だ外國人の手にあつて日本人は頭を下げて外國人に買ふことも賣ることも依頼して居つた次第であります。是は私から申述べるまでもなく諸君の御承知のことでありませぬ。然るに是又近來非常な勢ひを以て形勢を一變しつゝあるのであります。即ち段々商權の日本人の手に移動されて外國人の手に依て營まれる所の貿易は日に其範圍を縮少しつたのであります。即ち居留地貿易と

いふものは段々衰へて日本人の直輸入直輸出といふことが非常に發達して來たのであります。是は細かい統計がないので充分のことを申し上げ兼ねますが、假に二三の統計を舉げてお話し申し上げます。明治二十年の日本全國の貿易を外國人の扱つて居りました高は千分の八百七十五で殆ど大多數は外國人の手に營まれて居つたので内國人の手では僅に千分の百二十五しか行はれなかつたのであります。それが三十二年になりましたは外國人の手に營まれるものが千分の六百十六、内國人の手に營まれるものが三百八十四、斯ういふ風に殖へて參りました。それから後ちに全國に亙つて斯ういふ統計を取つたものがないからお話し申し上げることは出来ませぬが、神戸の港だけに取つてお話し申し上げます。大略のものがあります。明治四十三年に日本人の手で貿易を營んだ高は千分の五百六十一になりました。外國人が行つた高は千分の四百三十九に減つたのであります。それが更に其翌年になりますと又非常な殖へ方になつて外國人の行つて居るものは僅に千分の四百になつて仕舞つた。内國人の手に依るものは千分の五百九十といふ數になつて來た。斯ういふ風にまだ幾分か外國人の手に依て營まれて居るものもありませんけれども殆ど大多數は日本人の手に商權が歸して來るやうになつたのであります。以上申述べた通り日本の貿易の狀況を見ますと第一に貿易の高が非常に殖へた。第二に其内容が非常に宜くなり、第三には市場が非常に擴大された。第四には商權が日本の手に餘程移つて來た。斯う

いふ宜い御報告をすることが出来るやうになつて來たのであります。去ながら是は貿易を良い方面から觀察したお話でありまして、更に之を世界の各國に比して日本の貿易が果して如何といふことを調べて見ますと誠に心細い觀がないではありません。以下暫く其比較をして見たいと思ふのであります。

第一に貿易の高が非常に殖へて十一億五千萬圓の貿易をするやうになつたと申しますもの、之を世界全體の貿易に比して見ますと實にいふに足らないのであります。英吉利の貿易の高が殆ど百億圓以上營んで居るのであります。其外獨逸、佛蘭西、亞米利加等は何れも七八十億といふ大きな貿易をして居るのであります。又貿易の高を人口一人に割當て、見ますとごういふ統計になつて居るかご申上げますと、一番世界で貿易を澤山營まれる所は和蘭であります。和蘭は人口一人に就て貿易は七百九十二圓といふ大きな高になつて居ります。殆ど八百圓に近い貿易をして居ります。英吉利が二百三十九圓、獨逸が百二十一圓、亞米利加が七十一圓、伊太利は六十一圓、日本が僅に十八圓、誠に比較にならないのであります。伊太利のやうな小さな國であつて貧乏な國と歐羅巴ではいはれて居る國でも尙ほ六十一圓からの貿易をして居るのであります。日本は僅に十八圓で誠に憫れな狀況であります。貿易の數額が非常に大きくなつたといひますけれどもまだ、是等の諸先進の國に比しては其足の爪先

若くは數十年に渡る刑事統計を基礎とする研究の如きは未だ曾て之を試みしものなし然りと雖も此種の研究は極めて有益に且興味あるものにして乾燥無味なる數字の堆積より活きたる社會問題を見出す事を得るもの也

獨逸に於ける受刑者數、數學の如き正確なる計數を要求するは素より不可能の事に屬するも獨逸帝國刑事統計並に其人口統計を基礎として正確に近き數字を見出すは必ずしも迷^{ユトビ}想ならざるべきを信ず而して之れが解決の基本的な方法如何は即本文の目的とする所也

爰に數字上の計算をなすに先立て如何なる種類の犯罪を此研究の客體となしたるやを一言するの要あり

帝國刑事統計は全受刑者を包容するものにあらず只社會利益に顯著なる關係を有するものに限る即ち帝國刑法及其附屬法に對する重罪輕罪のみを其客體となす之を其所犯數の順序に例擧すれば

傷害罪、竊盜罪、公の秩序に反する重罪輕罪、侮辱罪、詐欺罪、横領罪、國權抗拒罪、物件毀損罪、風俗に對する重罪輕罪、秘密漏泄罪、身體の自由に對する重罪輕罪、隱匿罪、文書偽造罪、公共危險を生ぜしむる罪、生命に對する重罪輕罪、強盜及恐喝取財、職務犯罪、偽誓罪、破産に關する罪、誣告罪、通貨偽造罪、宗教に關する輕罪、決闘罪、戶籍に關する罪、君主に對する不敬罪、大逆及謀叛罪

從て此研究に於ては是等の犯罪に關する犯罪人口を得るを以て目的となさむとす

第一、總受刑者數 帝國刑事統計に於ては受刑者を初犯者と累犯者とに區別するが故は千八百八十二年より千九百十年に至る二十八年間の初犯者を總計する時は爰に所謂總受刑者七百五十四萬一千二百八十四人を得これ實に此研究の基礎たるべきものとす

第二、總受刑者中千九百十年十二月獨逸に現存する者

甲、死亡者數

帝國刑事統計は只概括的に初犯者數を計上するのみならず性別と年齢別とをなすが故に之を帝國統計局の死亡表に對照する時は各年齢に對する生存期間を推測すを得べし然れども習慣犯人の死亡率は頗る高率なるが故に此生存期間により直ちに受刑者の死亡數を推測するは聊か早計なるべく

千九百年總數五四四、一八三中

初犯者 二九四、四四六

再犯者 八一、五〇八

三犯者 四六、三五〇

四犯者、五犯者、六犯者 六六、四二六

七犯以上者 五五、四五三

加之犯罪者の多くは社會生活關係上甚不健康的の地位にあるや明なるか故に（生活資料の窮乏に基く犯罪多數なるに徴するも明也）平均死亡率の上に出づべきは争ふべからざるの事實也故に餘は其死亡率を倍加して二五六九、一七八と推定すべし

乙、移住者數

これ又死亡の場合と同様に正確なる記録の徴するなきも獨逸統計局の周到なる調査によれば千九百五年に於て總計三、四八〇、〇〇〇の外國居住者を見る而して爾來遞減の傾向あり之を渡航移住者に付て見るに（移住者中の重なるもの）

乃千八百八十一年至千八百九十年 一、三四二、四二三

乃千八百九十一年至千九百十年 五二九、八七五

乃千九百年 至千九百十年 二七九、六四五

從て千九百十年に於ける移住者總數は恐らく五百萬人を出でざるべし尙ほ此研究に於ては一方千八百八十二年より千九百十年に至る外國に於ける出生者及千八百八十二年前の移住者を除外せざるべからざると同時に他方外國に歸化せる移住者（殊に北米合衆國）は此中に包含せられざるが故に彼我相殺

することなきを

而して之を一八八二年より一九一〇年に至る渡航移住者の比率を以て犯罪能力者ストライフシレンデヒと犯罪無能力者ストライフシレンデヒとを

分類すれば能力者は四百二十五萬人、尙之を北米合衆國移住者の性別に準據すれば

53% 男 二、二五三、〇〇〇

41% 女 一、九九七、〇〇〇

此中受刑者を男六分一女二十分一として

男 三八〇、〇〇〇

女 一〇〇、〇〇〇

從て

總受刑者數七、五四一、二八四

内 死亡者 二、五六九、一七八

移住者 四八〇、〇〇〇

殘 四、四九二、一〇六

男 三、五七一、五四五

第三、計算瑕疵

女 九二〇、五六一

之を以て問題は解決せられ只帝國人に統計との比較を餘すのみなるが如きも尙茲に看過するを許さざるものあり則ち初犯者の計算が二個の欠陥を有することは蓋し吾人は此研究に於て帝國刑事統計の數の絶對に正確なる事を自明の前提とし唯盲目的に其初犯者數を總計せり然れども吾人の前提が果して正確を値するや否やは聊か疑問なき能はず

甲、基礎的數字蒐集上の欠陥

抑も此統計數を得るに當りては所謂小票式 *Notizsystem* に則るものにして一八八一年十二月五日の聯邦命令に基き第一審裁判所は其判決をなすと同時に一の小票を柏林帝國統計局に送附するの義務あり而して該小票が實に帝國刑事統計の唯一の基本也然るに吾人は果して當局が此小票を凡ての場合に於て常に正確に解決したりとの充分なる保證をなし得るや蓋し小票の本文に或は聯邦法令自身に於て是が概括的記載標準なく且つ一八八二年十月一日以來全獨逸國に刑事記録制度の實施ありたりと雖も裁判中多數を占むる所の區裁判所事件並に參審裁判所事件にありては此刑事記録の參照を要せざる場合あるを以てなり(一八九四年司法省公報三四〇手續迅速の爲めに省略する場合等)

地方裁判所事件

八〇、八九三

重罪裁判所 同

四、五六四

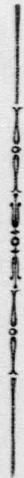
參審裁判所 同

四二五、二九二

乙、刑事記録自身の欠陥

刑事記録制定に關する一八八二年六月十六日の聯邦命令は侮辱罪並に故意過失輕傷害罪の如き申告罪 *Privatklageweg* にありては檢事局は刑事記録所に報告するの要なしと規定す

然らば如何なる程度に前述の計算瑕疵を評價すべきか吾人は概算生存者總數の10%四十四萬九千二百十一人を計上せむとす(未完)



巢鴨監獄に於ける食菜の種類及數量

昨大正元年中巢鴨監獄に於て其在監人に給與せし食菜の種類數量の一般を參考のため左に掲ぐ

大正元年中在監人(一八一年)食菜給與

類別	一人一ケ年 平均給與量	品種
肉類	四八〇 <small>匁</small>	大和煮 牛肉 豚肉
生魚類	三一 <small>匁</small>	ムツ 鰈 鰻 鯖 鰯 秋刀魚 鱈 イナダ 平目 鮪 鱈 飛
蒲鉾	四五 <small>匁</small>	半ペン 竹輪
鹽魚	三〇 <small>匁</small>	鮭 鱈 鱈
乾魚	四七 <small>匁</small>	煮干 田作 數ノ子 緋 海老 干鰯 鰯節
脂肪類	七 <small>匁</small>	牛脂 肝油
貝類	一二 <small>匁</small>	蚶 蜆
味噌	五、九四 <small>匁</small>	味噌
野菜	一六、三九 <small>匁</small>	唐辛 甘藷 菜 馬鈴薯 人參 里芋 ック芋 牛蒡 大根 蕪 蠶豆 落 薑 芋 穀 茄子 南瓜 英隱元豆 葱 新菊 玉菜 胡瓜 太芥菜 獨活 恭草 蓮根 玉蜀黍 枝豆 茗荷
醬油	六、九一 <small>匁</small>	醬油
其他物	三、五七 <small>匁</small>	梅干 澤庵 菜漬 茄子漬 胡瓜漬 辣蕪漬 福神漬 淺漬
其他	二、四〇 <small>匁</small>	鹽 種油 酢 鹽苦

海藻	二六 <small>匁</small>	和布 刻昆布 鹿角菜 板昆布 紫蘇
穀物	四、三三 <small>匁</small>	大豆 鵲豆 空豆 隱元 小豆 餅米 豌豆 胡麻 麥粉
乾物	二四 <small>匁</small>	切干 干瓢 茶 麩 湯波 芋穀 素麵
佃煮其他物	一七 <small>匁</small>	ハビ 濃麩
水物	四〇 <small>匁</small>	豆腐 蒟蒻

大正元年中在監人(食表者)菜(食)菜給與調

種別	品種
肉類	牛肉 大和煮 豚肉
魚類	鮭 鰻 平目 秋刀魚 鮪 鱈
魚	煮干 干鰯 鰯節
野菜	莢豌豆 胡瓜 馬鈴薯 枝豆 甘藷 牛蒡
漬物	辣蕪
穀物	餅 小豆 鵲豆 小麥粉
醬油	醬油
蒲鉾	半ペン 竹輪

鹽其他種油

備考 在監人ノ食菜ハ左ノ調理別ニ依リ之ヲ給與ス

味噌汁 醬油汁 煮付(醬油、味噌) 浸シ物 燒物 揚ゲ物 和物(和、白和) 煎付(味噌)

雜 錄

獨逸に於ける女監事情 (承前)

次で「風呂婆」の稱ある一囚人の介添で着換の手續が初まりました、役人は妾の所有品を悉皆取上げ十分に検査をした上で領置表に登せました、此領置表は一囚毎に作成し、各囚をして此に署名させることになつて居ります。此手續が済むと役人が粗き麻製の襯衣、鼠色帆布麻製の股引、鼠色麻製胸當を縫付けてある黒羅紗の下衣と、夫れに鼠色の上衣と青色の短衣とを渡して呉れました、此の外に鼠色の木綿製靴足袋、裏に鉄の打付けてある柔皮の上靴一足、斑色の麻製襟布と手巾とが渡つて、之れで身仕度が済みましたが、尙後に青色の毛織製禮拜衣が一枚、呼出、禮拜及び運動の時に用ゆる短靴が一足、頭巾が一つ、青色の前掛が一枚、寢具用洗濯物一式を補給せられました、仕度が終ると下層の浴室に連れて行かれました、此室は舊式の圓天井で此處には亞鉛製の湯槽が並べてあつて、夫れが取り外づしの自由に出来る衝立の様なもので仕切つてある、愈湯槽に入る前に先づ頭髮を解くこ

とになつて居る、髪を解くと、浴場係の女監取締の立會で、例の風呂婆が頭の検査をする、其検査は虱の卵をも見脱かさぬ程綿密なるものであります。

此様な厄介な手續があり、尙其上に着換にも面倒な式があるのであるが、是等の事は妾には苦痛ともならず、殆んど何等の感動をも與へませんでした、其譯は、妾は既に未決監では是よりも一層残酷な頭髮の検査を受けて来たからです、未決監では残酷な頭髮の検査を受けた上に、入監の當日から既決囚の着物を着せられました、未決の者に囚人服を着せるなどと云ふ事は素より法律の許さぬ所で、斯様な處置に對しては裁判所に抗告をする事が出来るのださうですが、妾は初め其様な權利のある事を知らなかつた、後になつて取締部長が更迭する際に其事を聞き知りましたが、最早時機を失して抗告の申立をすることは出来ず、漸く所持品だけを裁判所に申立て、取戻す事が出来ました。

入浴後妾は浴場係女監取締の手から元の女監取締部長に引渡されて、監獄醫の検査室に連れて行かれました。

監獄醫が新入者を検査する室も浴場と同様に下層室の長廊下に面した一室で、其左右には他の新入者検査室が並んで居る、そして各検査室の入口の扉には夫々擔當官吏の氏名が掲げてあります。

監獄醫の検査室に這入ると、先づ裸體になれと命せられる、裸體になると立會の女監取締部長が備

付の體量器に乗れと命令する、之れで妾の純粹の體量を計るのです、體量が判かると監獄醫はそれを書き留めて、夫れから自分で身體の各部を測る、全身の健康診断を行ふて、其結果を一々帳簿に記載する、夫れが濟むと健康の事に付て簡單な訊問をする、妾は眼が悪いので眼鏡の使用を請求すると、監獄醫は妾の請求を容れて領置品の内から眼鏡を返して呉れました。

監獄醫の検査が終つて着衣を許されると、係りの女監取締部長は妾を配置係りの女監取締に引き渡しました、妾は其女監取締に導かれて廊下に沿ひ薄暗き道を通り抜けて分房監と他の建物との境界を成して居る格子戸の處まで參りました。

此監獄は頗る宏大な建物でありますが、分房監は他の建物と隔離せられた一翼で、此處に獨居囚が拘禁せられるのです。

妾が分房監に這入つて、其處の受持から居房を指定せられた時に、恰度正午の號鐘が鳴つて食物を配達して參りました、配食其他給養に關する事や、分房監及び分房の構造の事は後に尙詳しく述べる積りです。

午後又更めて區長の前に曳き出されました、區長は典獄の輔佐役を兼て居る人でありますが、此人の前でも矢張り新入者の身の上や、犯罪の事の訊問を繰返へすのであります、妾等囚人は、移送せら

れてからは最早何々夫人とか何々令嬢とが呼ばれる資格はなく、人格を缺いた一の「新入」に過ぎないので、新入の手續が済めば今度は「番號」の數に化して仕舞ふのです。

監獄の典獄は立派な高等官で人格の高い紳士でした、其性質は極めて嚴正な方で、部下の者の偏頗な處置や不公平な取扱が何よりも嫌ひでした、夫れで如何に些細な事でも公平と正義の尺度で計つては居ましたが、併し最も老練な將軍の銳眼でも萬事を看破して錯らぬと云ふ事は六ヶしい、又た最も高潔な人の意思にも自ら際限のあるもので、彼の典獄が最善と見込んだ事が實際上正反對の結果を來たす様な例も折々には起つたのであります。

「お前は四十の坂を越す迄何一つ間違つてもなく、又た其の位教育もありながら、五十近くになつた今日何と云ふ情ない事を仕出來かしたのか」と世事に通じた典獄殿に詰られた時には、他の官吏が御役目柄の長談義を聞かして呉れた時よりは適かに妾の胸にこたえました、妾は此言葉を聴いて、縦しや心が潔白であるにせよ、良心の咎を受けぬにせよ、一時の義侠心に駆られて、己れを害し併せて他を煩はす様になつては、義侠の善事も却て不善の事に變るのではあるまいかと考へました。

第二 監内生活

當初の感想

當X監獄に送られる迄は、懲役監といふものはどんなに恐ろしいであらうと其れのみ思ひ續けて居ましたが、來て見れば誠に案外で、前にも鳥渡書き記して置いた通り別に恐ろしいと云ふ様な感じは起らなかつたのです、尤も收監手續中、多少瘡に障る事や、辛らひと思ふ事がないではありませんでした、收監手續が済んで愈刑の執行を受けて見ると、移送當時の感思通り懲役監は決して恐ろしい所でない事が善く判かりました。

先に裁判の言渡を受けた頃には、妾は身體が大變に衰へて居ました、夫れに中風の後で一方の耳は全然聞こへなくなつては仕舞ひ、足腰も十分に立たなかつたのです、此様な有様でしたからトテモ懲役監の苦役は勤まるまいと心配して居ました、妾の聞いて居る所では、懲役囚は他の囚人よりは適かに六ヶ敷い作業を課せられる、そして科程不了のときは餘程嚴重な罰を受けねばならぬと云ふ事でありませぬ、妾は左程命を惜む譯ではありませんが、生きて居る中は成るべく餘計な苦を避け度いのです、夫れで妾は豫て仁者の聞えあるD裁判所の検事長に向後の計を相談して見ました、すると検事長の答に、自分はX懲役監の作業や紀律の事は一向承知せぬが、貴女の身體を一見すれば強役に堪えない事は直く判かるのだから、X懲役監でも決して無理な事は致すまい、マア、安心するが宜からうとの御示しでありました、けれども妾は未だ安心が出來ませんでした、此の外に妾には今一ツ重大な心配

がありました、夫れはX徳役監では囚人を獨居房に入れないで、雜居拘禁に附すると云ふ談です。

妾と同じ囚はれの身となつた人々は、獨居拘禁は非常に苦しいもので雜居拘禁よりは餘程重い刑罰であるを考へて居りましたが、妾の見る所では、是は畢竟個人的の問題で、獨居拘禁が總の場合に又た總ての人に苦しいと云ふ譯ではありません、人に依つては長い間全く他人と隔離せられ、獨りで寂しく暮すのが非常な苦痛で、之れが爲め終には精神に異狀を來たした様な事もないではありませんが、中には夫れと反對に寢寢を真に有り難く思ふて居る人も決して少なくはないのです、妾は後の章に妾の獄内で目撃した實例を擧げて此事を説明する積りでありますが、之を御覽になれば、寂しい氣質の人に限つて獨居拘禁を擇むと云ふのではなく、色々な氣質の人達が齊しく分房を希望する事實が判かります、そして此人達が分房を希望するのは必ずしも驕慢な必からでなく、反て高尚で人情に厚い人々に分房希望者の多い事も亦た明白になるのです。

妾が切に獨居を希望する譯は、妾は元身體が悪いのですから、若澤山な人と雜居する事になれば病氣が一層苦になるであらう、又妾は多年寂しい暮をして來た者ですから不斷多くの知らぬ人々と寢食を共にせねばならぬと云ふ事は到底堪え切れぬ思がするのです、夫れで收監の手續が濟んで獨居拘禁に附すると云ふ典獄の命令に依て分房を指定せられた時には何とも言はれぬ嬉しい感に打たれました。

三談

叢

教誨師としての感想

巢鴨監獄 武田 教務所長談

思ひ廻せば恰も時は去年の今日此頃、初めて協會に入り談叢欄に筆を執るべく第一着に藤澤典獄を巢鴨に訪ひぬ、當時も若き春とて、有繋に空吹く風は寒かりしも麗かなる天氣なりしかば、白扇倒に懸りて玉の如き茨岳も、弓手に横はれる秩父の連山も眼界に入り、籬邊の桃花咲つて天々、壠圃の嫩麥秀で、青々たりしが。三たび巢鴨監獄の鐵門を叩くことゝなれる大正二年の三月七日は、それと引かへ、最早長閑に田の水もぬるむべき候なるに、近年稀なる寒さにて春尙淺く、當日も朝來天陰りて微雨蕭々、果ては六の瓣さへ霏々として降り來れば。寒氣一入に凜冽、朔風颯々と膚を刺すが如し。予は前約あることゝて上野より汽車に搭じたるも暗愴たる天候なれば沿道の野趣を味ふべくもあらず、巢鴨驛にて下車、直ちに逶迤たる村落を鑑ひ、凹凸なる里道を辿りて監獄に至り、刺を通じ武田教誨師に面晤して談話を

乞へば、氏は變化なき過去の生涯にして且つ訥辯なれば、参考となるべき題材なしと謙遜して辭みたるを、強いて求めければ、公務を執りつゝ其間暇に、諄々左の趣味ある懷舊談を爲したり、寔に多忙なる時間を割愛せられたると其勞を謝せずんばあらず。

予の巢鴨を辭せし頃はまだ宵ながら、吹捲くる風塵に門戸を鎖ちたる家多く、人の通行稀れに、寥闕として深更に彷彿たり、草廬に歸れば、病牀に在る嬰兒も神の恵を受けて安らかに夢を結びつゝあり、折柄半夜の鐘聲幾杵耳に到れば、先づ春を知り顔に二三分統べる庭前の冷蕪は、間にも微白う見へ、幽香馥郁鼻を撲ち來る。(蜻洲生)

▲警察監獄學校の第一期生 想を拾數年の遠き過去に馳せて追考すれば、予の未だ監獄界に足を投せざりし昔は、大谷派本願寺の建設に係る學校に教鞭を執つて居たのであるが、同僚の一人たる教誨師の某氏が、折々監獄の事を話したるも、當時は一向氣にも留めず、又格別興味も有たなかつた、然るに會々警察監獄學校の開始せらるゝや、誰か聽講せよとのことで、予は其選に中り、現に教誨師を爲しつゝありし他の一人と共に入校する事となつた、思ふに平素に於ける同僚の言動が自然強き感化を與へて入校の臍を堅むるに至つたのであろう。第一期生として准生徒となつた處が、サア第一術語が分からぬ、假令ば身分調査とか、作業とか云ふ語は、何を意味するのであるか分解が出来ぬ、それが

六ヶ月間見聞の結果漸々概念だけは得た様であつた。

▲初めて教誨師となる 學校を了へざる以前既に巢鴨監獄で教誨師が必要との事で、現今の藤澤典獄(當時警視廳第四部長)より話があつて約束をした、されば學校を終ゆるや否な直ちに巢鴨監獄の教誨師に就任し、第三席目の椅子を汚したのは恰も明治の年も三十に三を餘す、頃は春尙若き如月の薄寒き時であつた、就任當座は先づ監獄事務の複雑なのに非常に驚いた、殊に此監獄は廣大であるから容易に内部の事が分らない、然るに就職の翌日教誨を試みよとの事で總集教誨をしたが、元來予は談話が極めて拙で、學校などでも講義の他は演説杯遣らせらるゝと、非常に弱つて居つた、されば監獄で始めて多數の囚徒に對し、話をしたものだから何を言ひしのか自分でも分らなかつた、それで南監監房の中央に在つた教務所の教誨を了へて、北監にある事務所へ歸らんとしたが、心躍りて夢路を辿る如く、歸り道を失ひ看守に案内せられた位であつた。

▲所長となる 三十三年の末に官制の改正があつて、教務所を獨立せしめ所長を置くことゝなつた、そして所長は渥美晋月と云ふ人であつた、其後渥美氏に代りて予の所長となつたのは、駒の足搔の逸けれど踏越かぬ年の瀬の人の心も白づから忙はしき三十四年の暮るゝ頃で、爾後今日まで坦々たる平凡の生活を送つて居る。

▲教誨師たるも亦難哉 藤澤典獄は居常吾々に向て曰く、凡そ教誨師たらんものは妻帯を爲し、又子供を有し、而かも長く勤続するものならざる可らずと、然るに長く勤続すること云ふことは容易でなく兎角勤続が短い、是れ果して何故であるか、惟ふに微力を描らず粉骨碎身するも骨折甲斐がない、教誨せし囚徒は放免後、改悔遷善せしと思ふて居るに、再び入監して來たり、或は欺かれて良好の報告を爲すこともあつたりする、若し世の中に於ける他の事業に如是苦心したらんには、成效せざることあるまじと思ふて落膽するに因るのではあるまいか。予も亦此く思ふた一人で、世に其人あるべし、少くとも予は不適當なりと思ふて、何時辭めんか々々この念は屢々腦裡を往來した、乃で予は或る時辭職のことを某先輩に謀つて曰く、如何に忠實に勤務するも其效見へづ、且つや蒲柳の質で近來病氣に罹れり、加之世間の人の同情を有せず、従つて其功勞を認めてくれぬのは中心甚だ慍焉たるものあり、故に職を去らんと欲すと、然すると其人曰ふには一體君は世間の人が認めずと云ふも、元來宗教家なるものは、人の認めぬ人の知らぬ事に盡力し、暗々裏に事業を爲すべきもので、それ等の事業を成し遂げてこそ、始めて教誨師の任務を全ふしたりと云ふを得べきものである、予の友たる神鞭知常氏は、凡そ僧侶なるものは、人の嫌ふことを爲してこそ其資格あるなれ、即ち葬式などの様な人の厭忌することを引受くべきものである、然るに一般の僧侶を観るに、嫌ふべき葬式は嫌はずして、却て嫌ふべ

からざる他の事を嫌ふは、甚だ奇怪至極なりと語られたりと、諄々其辭職するの不可なるを訓誡せられたので、初めて夢の覺めたる如き予は、これより終生教誨師の職に従事するの決心を定めた。

▲陽氣所發金石亦透熱誠必至何事不貫 予は本來辯舌に長せざれば、總集教誨などあらん時には、前夜より殆んど眠食も安んぜず、考案を爲して苦心する處あるにも拘らず、而かも好き効果を擧げ得ない、で今日にても然るが初の中は、殊に心配を爲して清澤滿之師などにも問ふたことがある、師は教誨を巧妙に爲さんと欲するから難し、拙にても可なりと思はゞ、左まで困難のものに非ずして、且つ却て効果あるものなりと云はれたが、今にして之を思へば教誨の要は、辯舌に非ずして熱誠なり、熱心ならば必ずや徹す、藤澤典獄なども常に曰ふ、教誨師は前に述たる三條件を具ふれば、辯舌などは問ふ所に非ずと、予は此信條に依り不屈不撓今日を維持し居れり。

▲申告嘿秘兩ながら窮す 爰に驚いた事が一つある、予は在監者が看守の間隙に乗じ、多數相集合して一の俱樂部を作り機關雜誌を發行した事だ、此事發覺して其雜誌の内容を見ると、中々に種々の事を書載せてある、能く此くまでに眼を竊んで原稿を書いたものだと思はしむる程であつた、教誨師の事もあつたが其は心得丈のことで、別段不平抔のことは書いてなかつた、書などは行囊に用ゆる色粉を使用してあつた、尤も之によりて監獄に對する囚情を知り得た、倍て之を懲罰するに當り匿名なれば

起稿者の誰々なるやを知る能はず、典獄は予に其取調を命じた、乃で予は反覆取調の結果主謀者らしきものより其實を得たけれ共、彼は人名を告ぐると同時に上申せざるを請ふや甚切である、予は頗る困却し躊躇しつゝある中、恰も好し二課の方でも熱心に調べた末其人が分明つた、予は典獄に實は先知り居れりと云ふたれば、典獄に何故秘し居りしかと叱られた、爰に於てか思ふ教誨師は能く秘密を知る機會がある、さりとて之を告ぐれば在監者に怨恨を買ひ、若し之を告げざれば勤務上の忠實を缺く、申告嘿秘兩ながら窮す、之を如何せば可ならんか慎重の考慮を要す。

▲雖一言一句可不慎也哉 教誨師は囚徒より種々の事を教へらるゝものである、在囚中に新聞記者あり、倨傲尊大にして取扱に困り分房に入れた、一日のこと同僚が慰問すると、彼は知名の人士を擧げて予の知己なりと吹聴し、盛んに高言を吐いたので、其人曰く、珠玉は瓦礫の中に混はると雖も、光輝燦然たるあれば人鳥んぞ之を知らざらん、果して價值ある人ならば自分が吹聴せず共、世間は之を認むるに至らん、若かず自己廣告せざるにはと、之を聞くや彼れ記者は、生意氣なりと然然色を作せし故、予は之を執成して和だめたり。去る程に彼は、初犯放免後間もなく再犯で入監した、處が予は教誨を加ふるに先ち、復た來りしやと言ひければ、彼は曰く教誨師として不似合なる言を聞くものかな余は如此教誨師に答辯を爲す能はずと、忿然怒氣を含んで且つ曰ふ、苟も新聞記者たる者が入監し

たるに之れを慰めんとはせずして、却て入監のことを言ふが如き、不親切なる薄徳なる人に言語を交はさばと、予は實に驚きの餘り前言を爲せしに過ぎざりしなり。されど考へ直して態度を改め、に靜意の在る所を告げ、且叮嚀に仔細を問ふたれば、彼は漸く顔色を和らげ再犯の徑路を話した、於是乎知る在監者に對する應答は、一言一語と雖も慎むべきものなるを、殊に入監の當初に於ての一言一句は大切であつて、未來の基礎觀念を作るものであるといふことを曉つた。

▲缺如燃熱心與潑刺意氣 監獄の興味と云ふものは時勢と共に追々變つて來たが、教誨の難易も亦違つて來た、勿論教誨は能く囚徒も之に耳を傾け、官吏も能く之に伴ふ様であるが、唯一方に於て多少熱心否な意氣を缺き居る傾なきに非る歟の疑がある。之を先輩の言に聞く、初は教誨師と云へば居候である、別物であるとの感を抱いた者もあつた様だから、教誨師の側でも教誨心を起し、一つ手腕を顯はそう効果を擧げて見せてやろうとの意氣込から非常に活氣があつた、然るに如今多くの教誨師は、燃ゆるが如き熱心と、潑刺たる意氣を缺き居るかの觀あり、或先輩の如き教誨するに當つて、沉沉たる秋の夜長に身を凭すべき童子もなければ、飢を凌ぐ食も取る能はず、徹宵して曉に至り、あるは寒風肌を劈く冬夜、寢るに處なくして冷かなる鐵門の樓上に身を横ふ杯、非常の辛苦困難と戦ひたるものなるが、今の人達は其苦心談を聞くも相關せざるものゝ如し。

▲每經一難氣倍豪 凡そ物事は、至難の時に當つて却つて意氣の凜たるものありて、事容易なる場合は反つて元氣の乏しきを見る、雜誌勝友の如きも亦然りの感あり、初め在監者に看讀せしむる雜誌を作らんとして其計畫を爲すや多年、漸く希望實現し、予の在學當時既に勝友雜誌は生れた、而して予が監獄へ就職すると直ちに編輯の一部を擔任したが、其時は雜誌の搖籃時代で、未だ監者に看讀せしむるに至らず、而かも財政編輯共に困難で、予等編輯員は時に深更に亘り、或は曉に至りて歸りたる事もあり、又或は風雪の折など、今の如く交通機關はなし、草鞋がけで泥濘中を辿つた事もあつた、今日は看讀雜誌として現に發行しつゝあるが、編輯としては原稿を書く丈で、其難易同日の論に非ず、併し比し來れば現在の雜誌は、勞苦を爲したる昔日に於ける雜誌の内容程にあらずと思ふ、監獄の事も亦然るに非らざるか。

▲不幸なる罪人 兎囚保護事業と教誨師とは、離る可らざる重大なる關係を有するもので、又囚人に依つては保護して初めて、其性格等を分曉するに至ることがある、予は福田長太郎なるものを出獄後世話せることあり、這漢の在監に於ける行狀は、非常に兇暴で、野性的で、如何なる仕事をも忍んで爲すことなく、又誰にか喧嘩を仕掛け、或は又看守に抵抗をした、されば同囚等も誰一人相手にするものなく、分房に移して吳よと云はるゝ程の持餘しものであつた、これが強盜八年の刑期を終へて出獄し、

其後一旦親の家へ歸つたが、繼母で方法が立たぬと云ふので、予を訪ねて來て曰く、仕事がなく困るから何とか爲し吳よと、予曰く世話を爲さん故に明日來れと、彼其翌日來りたれば、彼を拉して勤口を探しつゝ、田舎方面まで連れ廻り、嘗て監獄に於て見ざりし、靜に私語く小川の流れや、高く歌ふ緑の林など、悠暢なる郊外の風景に接せしめたれば、勤口はなかりしも大に心を和らげた、で再翌日も來たから、種々教訓を加へたる後或人の處へ託した、處が彼は非常に満足し、又雇主たる主人も俠氣ある人として、親切に何くれとなく世話し、例の立腹も怠惰も看過して能く堪忍し、且つ時々慰安を與へ教訓をした、然るに彼は一朝二豎の冒す處となつたので、主家でも懇ろに看病を爲し、醫師の診療を受けしめた處、脊髓を侵せる神經系統の病氣なりと断定された、慈悲の光明に情の雲も拂はれ、眞如の月心端に昇りかゝれる彼は、かゝる不治の病氣に罹り遂に敢なくも此世を去つた、顧みれば在監中の忿怒も兇暴も、病氣の故ならんかと惟ふ、或は早く仔細に身體の検査をなし手當を爲したならば、かれの如きことなかりしやも知る可らずと考へる、思へば不幸なる彼よ。

原胤昭氏の所感談

蜻 洲 生

冤囚保護事業經營者として最も古き歴史を有し、殊に近來社會問題として多大の注意を拂ひつゝある不良少年の保護に腐心せる東京出獄人保護所主幹原胤昭氏、上己前二日彼の客月十日の騷擾事件に關係して拘禁されたる刑事被告人某の責付となりしを、引取の爲め裁判所へ出頭の途次、本協會へ立寄られ談近時の保護事業に及び、頃日時を同ふして喜憂兩ながら至れる事柄ありとて左の如く語りて曰く。

現今は朔風荒む北海道に在住して、瘴烟蠻雨の地乍らも安らかなる生活を送れる伊佐津直平と云ふ者、頃日子の寓居を訪ねて來たが、渠は元と樺戸監獄在獄者の一人で、摺指すれば今を距る殆んど三十年以前、即ち明治十七年頃、特赦減刑に次ひで、假出獄の許を得て放免されたるもので、吾國に於ける重罪犯人の假出獄者としての嚆矢である、尤も他に同時に出獄を許されたるもので安天房源藏と云ふ男があつた。

渠直平は一朝過つて刑辟に觸れたるも、名は實の實たる名詮自性で、性來温和且つ正直である、されば出獄後は勿論在獄中と雖も、非常に謹慎にして悔悟の念外に表はれ、言動常に四人の模範たりき。

出獄後は樺戸監獄の保護を受け、月形村に居を占め、誠實に土地の開墾に従事した、亡妻の遺孤たる壹粒種の男兒を對手に、細き煙を立て而かも妻帯もなさずに、清新なる家庭を作つて居つた。

子の渠を知りしは、出獄人の保護と云ふ意味で交はつたのが始めて、开は教誨師となりて北海道の釧路へ赴いた明治二十年頃である、後ち樺戸へ行きしより一層親善となり、爾來今日に至るまで極めて懇意な間柄である。

息子は鐵業職を爲して、天鹽國留前に生計を營んで居るが、子九人を有し、其惣領は生長して、岩見澤在栗山に寫眞舖を開ひて居る。

直平今茲齡七十四五を數ふべし、而かも年齢の高まると共に益々矍鑠として、無欲恬淡なる渠は、簡易なる生活の下に靜かに老後を送れり、渠も亦可愛の好々老爺なるかな。

斯老爺日頃の宿願叶ひて、這般東京へ出て來た、渠の大なる喜悅あると、共に久々に逢ひし子の愉快も亦非常である、此かる處へ一箇の不良青年、芝口警察署に於て浮浪罪の再犯で拘留に處したものの、保護を託して來た、此青年の父は彼れの十三歳の時に現世を去り、母は同胞姉妹二人を残し

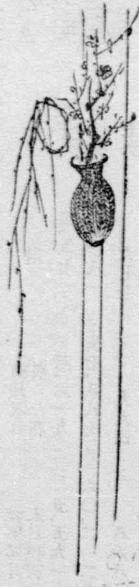
て他へ再縁した、彼れ今や年齢將に而立に近からんとす、彼れは父の死亡後洋服裁縫職の丁稚となり、七年の年期を終へて一通りの洋服裁縫を習得した、が先天的に腦悪く、持續して一定の職業に就く能はざるより、爾後種々の職業に手を出すに至つたが一も成功するものなかつた、是れ畢竟腦の不健全なるより原因し、果ては生活に窮する餘から浮浪青年にまで墮落し、遂に輾轉萍流して都下に来り、かゝる淺間敷境遇に陥つたのである、此の経歴を聞きたる予は、實に冷汗脊を沾す程であつた、而して彼の親が北海道の某監獄署の書記で、課長まで勤めたものなりと聞くに及んでは、更に一驚を喫した、

思ふに伊佐津直平、阿天房源藏二人の成績の良好なりし所以のもの、一に宗教の力に依ると信ず、殊に伊佐津直平は同因の信者ならぬも其思想を有つて居つた者より、耶蘇教の事を聞いて漸々其教義を味ひ、人が他人の爲めに良き事を爲す、身を棄て、善事を爲す、夫子の所謂殺身爲仁てふ基督の教條に隨喜し歸依し、それが動機となつて悔悟の根柢たる信念を固め得たのである、而して同監獄に於ける宗教上の感化に至つては、直平の發心大に與つて力ありと謂はねばならぬ。

直平の熱實堅固なるに反し、安天房は才智あり、時々品行紊れて警察の厄介になりしことありしも再犯に至らず、而して孰れも信仰の力に依りて良民に化したり。然るに一方の不良青年の父たる人

は非常の大家家で、従つて其子の腦に不健全なる結果を齎らした、兩々對比し來つて之れを研究すると、人生問題として極めて趣味あること、思ふ、兎に角一は非常なる喜に接し、一は非常なる悲に遇ふ、かく一時に兩極の出來事に逢着したのは不思議な因縁である。

と談り了りて感慨無量に堪へざるものありき



統計

統計

大正二年一月末日現在々監人員表

(△減)

刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	總計	備考
男 四、七二五	男 五五、二七八	男 六二二	男 三三三	男 五九、九三二	男 六〇、六五七	本表中外國人ヲ隠蔽ニヨリ區別スレハ左ノ如シ
女 二四六	女 二八、〇三	女 五六	女 二二	女 三、〇〇八	女 三、二二八	
計 四、九七一	計 五八、〇八一	計 六七七	計 三五五	計 六二、九四〇	計 六三、七八五	
現前月末日	現前月末日	現前月末日	現前月末日	現前月末日	現前月末日	
末日現在 四、六一九	末日現在 五七、八八七	末日現在 九九四	末日現在 五二	末日現在 六二、八七〇	末日現在 六八二	
前年同月 五、五九一	前年同月 六〇、二二二	前年同月 八六八	前年同月 七〇	前年同月 六五、六三五	前年同月 一、一〇七	
增 三五二	增 一九四	增 一三一	增 一	增 七〇	增 一六三	
前年比較 三六二〇	前年比較 二、一三一	前年比較 一九一	前年比較 一	前年比較 二、六九五	前年比較 二、六六二	
減 一	減 一	減 一	減 一	減 一	減 一	
本月中新受刑者 一、九二二	本月中新受刑者 二、六六二					
前月比較 二八						

大正二年一月末日現在受刑者罪名表

(△減)

罪名	男	女	計	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	前月比較
竊盜	二七、〇九五	一、五二二	二八、二四七	二八、〇〇一	二八、五六二	二四六	△三一五	一、九二二	△四一
強盜	三、一九五	一〇	三、二〇五	三、二五二	三、二六二	△四七	△五七	二八	△六
賭博及ヒ富藏	四、三六〇	一三四	四、四九四	四、三三七	四、二八〇	一三七	二一四	九五六	五六
詐欺及ヒ恐喝	六、九七五	二一八	七、一九三	七、一七六	七、四八〇	△一七	△二八七	五六〇	△五二
横領	二、六九五	六七	二、七六二	二、八〇二	二、九六四	△四〇	△二〇二	二六四	△七〇
贓物ニ關ス	六〇〇	七九	六七九	六七九	七六〇	△八二	△八一	八五	一九
毀棄及ヒ隱匿	七四	一	七五	七五	九七	△二二	△三二	三	八
通貨偽造	三二六	一〇	三三六	三三六	三九〇	△五四	△五四	一四	二
文書、有價證券偽造	一、六三三	三七	一、六七〇	一、六六八	一、八二六	△一五	△一五六	一九	△三七
印章偽造	一〇九	一	一一〇	一一一	一二五	△一五	△二五	一	△四
偽證及ヒ誣告	一一二	一	一一三	一一三	一五七	△四四	△三三	一〇	△一五
重傷及ヒ淫及ヒ姦	四二五	二七	四五二	四五二	四八四	△三二	△三三	一〇	△八
殺人	一、六三四	三一	一、六七五	一、七四三	一、九一〇	△二四五	△二四五	一三	△五五
傷	二、五八五	二〇八	二、七九三	二、八二一	二、七九一	△二八	△二八	三四	△二〇
嬰兒殺	七三	一九八	二七一	二六七	二二七	△四	△四	一二	△五
逮捕及ヒ監禁	一四	二	一六	一六	二八	△一二	△一二	一	一

北陸區				東海區			東區									
宮城	富山	福井	新潟	岐阜	靜岡	名古屋	安濃津	小管	長野	甲府	宇都宮	水戸	千葉	前橋	浦和	橫濱
一一四	三〇	二一	一四	五八	三八	一四	六五	二〇七	三三	八四	二八	四六	九四	三二	五七	一六一
一、二四二	一、二一〇	三五六	五九七	三八六	一、〇〇五	七三六	二、一六	二、一六	七三六	一、〇〇八	一、〇一七	九〇三	一、〇一九	一、〇一七	五九六	一、二八八
四二	一	一	七	一三	五	一六	二九	一七	二〇	八	〇	三	九	四	九	〇
一、三九八	一、二九八	四七一	六一九	三七四	一、〇七〇	七六五	二、〇五	一、三五六	一、二八八	一、五四五	六三三	一、〇一〇	一、〇六一	一、二七〇	一、二四八	一、八三七

關東	監獄名	被罰人	受罰者	勞務者	留置者	懲治	入携帶兒	合	計	法																					
										竊	盜	賭	規	則	以上	犯	及	諸	總	計	竊	盜	賭	規	則	以上	犯	及	諸	總	計
關東	監獄名	被罰人	受罰者	勞務者	留置者	懲治	入携帶兒	合	計	竊	盜	賭	規	則	以上	犯	及	諸	總	計	竊	盜	賭	規	則	以上	犯	及	諸	總	計
關東	監獄名	被罰人	受罰者	勞務者	留置者	懲治	入携帶兒	合	計	竊	盜	賭	規	則	以上	犯	及	諸	總	計	竊	盜	賭	規	則	以上	犯	及	諸	總	計
關東	監獄名	被罰人	受罰者	勞務者	留置者	懲治	入携帶兒	合	計	竊	盜	賭	規	則	以上	犯	及	諸	總	計	竊	盜	賭	規	則	以上	犯	及	諸	總	計

大正二年一月末日現在在監人員監獄別表

(△減)

減 前年ニ比シ	增 前月ニ比シ	計總		道海北			沖	區州九					
		留置場	監獄	十綱	樺	札		兩	三鹿兒	宮崎	熊本	佐賀	大分
△六二〇	三五二	四、九七一	四、八六九	三	二	一	二	六三	六五	八四	二八	五四	
△二、一三一	一九四	五、八〇八一	五七、三五五	一、〇三八	一、〇一九	一、一七三	一、三四〇	一、三一九	七三三	五三〇	七五六	五八三	七七二
△三一七	六六〇	六六〇	七二六	五	二	九	一	二五	一〇	九	八	八	
△一九一	六七七	六七七	一七										
△二													
△一四	五六	五六											
△二、九五七	二、三三三	六三、七八五	六二、九四〇	一、〇八一	一、〇二一	一、一七三	一、四九四	一、三一九	八六二	六〇六	八四九	六二〇	八三四

區國四			區			西			區北東											
福長	高松	高松	松島	山廣	岡神	和歌	奈其	堀大	京	秋山	青森	盛岡								
三二八	一八八	七九	五〇	三五	二四	三六	五九	一二九	三四八	一四八	三〇五	四二	一七	四四二	三〇	九一	五二	五一	三九	一六
一八八	七九	五〇	三五	二四	三六	五九	一二九	三四八	一四八	三〇五	四二	一七	四四二	三〇	九一	五二	五一	三九	一六	
一、一八四	一、七七七	八六〇	九三一	一、〇二七	七三七	六〇三	六五二	一、一八二	一、五七〇	一、二一四	二、一六二	七二一	七八一	五六六	二、五七七	一、四四一	六五二	七三五	五一五	三九五
三六	二九	一八	九	三〇	七	八	六	一五	八	二五	一七	九	二	三	二	二	二五	一〇	一	四二
二五	四							一五	三	二	八									
二、一七〇	一、九七七	九六八	一、〇〇三	一、〇七一	七九一	六四六	七一九	一、三一八	一、九三八	一、三七三	二、四九二	七八二	八〇七	一、〇三九	二、六〇七	一、五四四	七二九	七九八	五五五	四五三

寄書

新入監者の身神狀態

長野白 井 生

明治四十五年及大正元年中長野監獄に新に入監したる刑事被告人總數は六百十一人にして其内男五百七十八人女三十三人を算す而して此男女新入監者に對し内科學的及心理學上顯ゆる法式に準據し嚴格なる診査を行ひ之れに依りて得たる結果を擧ぐるに總數六百十一人中

非精神病犯罪者 三百七十一人

精神病者 六人

痴愚者 十一人

精神病的低格者 三十九人

精神病性神經病者 六人

病的神經質者 五人

非社會的行爲者 六十四人

精神病及神經病遺傳に因する 七十三人

氣質異常者 三十三人

飲酒的(父母)被害性氣質異常者 三十六人

にして概括的異常者と名づくべきものは二百四十人なりとす

今非精神病者即普通犯罪者に對し總異常者の「プロセント」數を表示し異常者其のもの、非社會的行爲を演ずる割合を見るに則普通者百人に對し異常者六四、六九布仙の比例を呈す由是觀之社會に於ける多くの犯罪行爲者の過半は皆腦髓に障礙、神經機關に何等かの不健全なる點を有するもの多々なるを知るに難からず

抑此等異常者は世の文明に進み生存競争の激烈な

るに伴ひ増加するは累年統計の立證する所にして異常者と犯罪の關係たる大に注意を拂ふべきものなり故に本監獄の主として犯罪者の心理狀態を研究調査する他なし之れを外にしては少年教育犯罪防止及警察的犯人捜査上に於ける好箇の材料となり之れを内にしては感化懲惑及處遇上の方法を講究するの資料とし現時大に歩武を進めつゝあり更に之れを各個に就き其「プロセント」を算するに普通者百人に對し

精神病者 一、六二布仙

痴愚者 二、九六布仙

精神病的低格者 一〇、五一布仙

精神病性神經病者 一、六二布仙

病的神經質者 一、三五布仙

非社會的行爲者 一七、二五布仙

精神病及神經病遺傳に因する異常

氣質者 一九、四七布仙

飲酒的(父母)被害性異常氣質者 九、〇四布仙

の數を得たり次に之れを男女に區別し其何れに多數なるかを見るに男にあつては

精神病者 五人

痴愚者 十人

精神病的低格者 三十八人

病的神經質者 五人

精神病性神經病者 三人

非社會的行爲者 六十三人

精神病及神經病遺傳に因する異常

氣質者 七十二人

飲酒的(父母)被害性異常氣質者 三十六人

計 二百三十二人

の多數にして女にあつては

精神病者

痴愚者

精神病的低格者

非社會的行爲者

飲酒的(父母)被害性異常者

精神病性神經病者

計 八人

一人
一人
一人
一人
一人
一人
三人

の少數なりき今之れを既往に溯り對照するに即ち
次きの如し

明治四十一年 男 四十九人 女 一人
同 四十二年 男 五十三人 女 二人
同 四十三年 男 九十八人 女 五人
同 四十四年 男 百七十二人 女 十一人
同 四十五年及大正元年男二百三十二人女八人
如斯逐年男女共に増加しつつ、進行するの現象を呈

するは畢竟世の文華の度進むに從て生存競争の激
烈なるに職由するものにして日進月歩の今日に於
ける文明の生産物と見做すべきものなり
又如上異常者の年齢は男女如何なる程度にあるか
を調査するに先づ最初に病類との關係を見るに次
表の如し

第一表

年齢	精神病者		精神病性神經病者		精神病的非社會的行爲者		其他		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
十八歲未滿	二	二	二	二	二	二	二	二	二
十八歲以上	八	五	一	一	一	一	一	一	八
廿一歲乃至卅	四	二	一	一	一	一	一	一	四
卅一歲乃至四	一	一	一	一	一	一	一	一	二
四十一歲乃至	一	一	一	一	一	一	一	一	二
五十歲	一	一	一	一	一	一	一	一	二
五十一歲乃至	一	一	一	一	一	一	一	一	二
六十歲	一	一	一	一	一	一	一	一	二
六十歲以上	一	一	一	一	一	一	一	一	二
合計	二五	一〇	一六	一〇	一六	一〇	一六	一〇	二五

即ち各病類共に十八歲未滿(破瓜期)より初まり漸

次年齢の加はるに從て増加し二十一歳より三十歳
(成年期)三十一歳より四十歳に至つて最高度に達
し其れより遞次更年期老年期に進むに從て減少す
るの事實あり次に又如何なる年齢を有するものか
如何なる罪を犯せるかを調査するに第二表の如し

姓名	十八歲未滿		十八歲以上		二十一歲乃至三十一歲		三十一歲乃至四十一歲		四十一歲乃至五十歲		五十歲乃至六十歲		六十歲以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
強盜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
竊盜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
強盜殺人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
竊盜殺人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
強盜強姦	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
竊盜強姦	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
強盜放火	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
竊盜放火	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
強盜傷害	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
竊盜傷害	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
強盜強姦殺人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
竊盜強姦殺人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
強盜強姦強盜殺人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
竊盜強姦強盜殺人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
強盜強姦強盜強盜殺人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
竊盜強姦強盜強盜殺人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
強盜強姦強盜強盜強盜殺人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
竊盜強姦強盜強盜強盜殺人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

賭博
墮胎
文書偽造行使
誣告
建造物毀棄
其他
合計

即ち放火竊盜傷害殺人恐喝等は三十歳以下の年少
者に最も多く横領詐欺其他は三十歳以上の年長者
に多しとす而して此事實に基き前表と對照するに
年少者は精神異常の度顯著なる精神病者、痴愚者、
抵格者、等にして年長者は概するに其度頗る輕易
なる非社會的行爲者、精神病及神經病遺傳に因す
る氣質異常者、飲酒的、被害に因する氣質異常者
なるを徴知せり以是視るに彼等の犯せる罪名と年
齡とは調査上必要なる關係を認めず却つて病類と
犯罪名とは其間至大なる關係を有するものにして
其病的程度と罪名とは常に相提携して離るべから

情激し延て監獄處遇にまで転々し滔々利己的言を喋々するものあり或は鈍腦的遲鈍性にして何等不穩の言行なく唯命之れ服するものあり或は紀律を亂し正肅を害し懲罰に附せらるゝや慙愧の色も後悔の念も悲痛の情も更に起らざるものあり或は監獄生活に慣れ狡智にのみ長じ殊勝らしく道理を述ぶるも其中虚言を吐き自己の利を得んとして人を胡麻化さんとするものあり或は頻りに懷郷の念亢進し苦痛を脱せん爲め逃走せんと計りたるものあり或るものは犯罪上自己の行爲を反省せず罪を外圍の境遇の非なるに嫁し頻りに忿悶して頭痛頭重眩暈に惱み逆上鱗血を生し遂に忿悶の極自殺を決し鉄を以て頸部を刺傷したるものあり或るものは行狀頗る不良にして居室内の壁に樂書を爲し己れが拘禁の身恬として苦痛を感ぜざるものあり或は單に犯罪後の關係上一時精神の安んぜざるより自

殺を企圖したるものあり或は傲慢不遜言語に敬意なく獄則を輕視し戒護者其他を蔑視し動もすれば人に衝突せんとするものあり或は之れに反し氣鬱き頭重く頭痛して顔面蒼白物凄き状態を呈し四邊物淋しく滿眸映するもの一として悲哀を感ぜざるなく從て感情脆く厭世的に陥り言はゞ神經衰弱とも名づくべき状態に陥りしものあり或は自恣強情剛愎にして一朝己が意に適せざる事あるや忽ち怒て不平を鳴らし佯病を装ひ或は病狀を誇大に訴へ飽まで我意を徹さんとするものあり其他異常者の過半は常に頭重頭痛、耳鳴、胸痛、麻痺を訴へ殊に天氣の變り或は一晴一雨陰鬱なる霖雨期及草木萌芽の期に當つては一層増劇して騷擾しきを感じ作業的音響の頭腦に響き堪へざるこて轉工を出願するもの多々ありき

精神病性神經病者六人中一人は高度の歇私埤里症

一人は重き癲癇症にして共に執行猶豫に因て出監し病的神經質者にあつては一人は受刑中佛人「マニン」氏の所謂監獄精神病則ち變質性精神病を發し二人は高度の歇私埤里症に變じ頭痛頭重に腦み時々失神を來たし胸内苦悶怔忡症を發し非社會的行爲者六十四人中二人は執行猶豫に因て出監し精神病神經病遺傳に因する礎地に發したる異常氣質者直系たる父母、祖父母の飲酒的被害に因する中酒性異常氣質者の多數中十三人は無罪、不起訴、執行猶豫及責付の下に出監し尙殘れる多數のものは其受刑の經過内にあつて或るものは最初頭痛頭重眩暈健忘不眠等の精神的神經症狀を發し次て一時性昏瞶状態を呈し謔妄及妄想を抱き一定時を経て寛解したるものあり或は發作的頭痛を發し心悸亢進し胸内苦悶に惱み純乎たる歇私埤里に移行したるものあり或は犯罪上の關係より世人に面目なし

とて痛く自己を恨み悲痛に沈淪し絶食一二日に亘りたるものあり

夫れ然り如斯異常者は異種異様の臨床的症狀を發呈し戒護者其他に對し容易ならざるの煩勞を與ふるものなり故に其局に當り之れが操縦の任にあるものは能く各個人の性格状態を洞察し利刀を以て適切に之れを割き之れを料理するにあらざれば真正なる行刑の本旨を達すること能はざるものなり司獄の任たる實に至難なりと謂ふべし

又一般異常者の犯罪及罪名の各月に於ける關係狀況を調査するも頗る興味あるを信じ之を表示せしに次の如し

第四表

種別	精神病者	癲癇者	精神病的精神病者	精神病性精神病者	非社會的	其他	計
一	二	二	三	二	一	二	六
二	一	一	二	一	一	二	八
三	一	一	一	一	一	一	六
四	一	一	一	一	一	一	六
五	一	一	一	一	一	一	六
六	一	一	一	一	一	一	六
七	一	一	一	一	一	一	六
八	一	一	一	一	一	一	六
九	一	一	一	一	一	一	六
十	一	一	一	一	一	一	六

國家忠良の民たらしむるにあるは顯然として火を見るよりも明か也

抑も罪囚の改善は恰も國手の病者に對するか如し必ずや先づ其罪質及犯由を糺明し之に適應せる方術を施すの要あり而して之か處遇の方法に於て特種的に行ふべき獨居拘禁の感化法と一般多數を收容すべき雜居制度の二種あり現在の狀態に於ては不本意なれど後者に依りて比較的完全なる方法を講せざるべからず統計の教ゆる處に依れば彼等の多くは竊盜強盜詐欺橫領賭博等専ら利慾に關する罪質其七八分を占め而も累犯者の數は全囚の半ばを越ゆるの現状を示せり且つ其犯由の近因に於て怠惰究迫等諸種の事情纏綿せるものありと雖も其基本的遠因を追遡して仔細に之を檢尋すれば殆んど十中八九は酒色及び賭博に耽溺せるの結果ならざるなし果して然らば吾人か感化の主力を傾注す

べきはかゝる酒色及び賭博に耽溺せる多數の累犯者にして之れか處遇の方法も亦多種多様なりと雖其第一要件として峻嚴なる制裁を以て其遵守を強制し刑法の威嚴を保持するは彼等か性癖を矯正する唯一の武器にして眞に頂門の金針也汝の子に職業を教へずんば盜賊を教ゆるもの也との猶太の一村夫子の放言か眞理ならば適當なる作業を選択し指導宜しきを得ば是即ち無言の活說法にして任運に勤儉力行の美風を馴致せしむるは第二の要件也身體の健全か品性に及ぼす影響の甚大なることは夙に醫學上の定論也而して一般健康狀態の劣等なる罪囚に對して衛生上の設備を完全にするは是第三の要件也已上三箇の異なる處遇をして脈絡統一を畫策し自在に運轉活動せしむるの機關を要するは蓋し自明の理數也而れども斯の如きは抑も從也百尺竿頭一步を進めて改善の本義たる人格の完成を

期せんと欲せは唯夫れ教誨教育の指導に俟たざるべからず少なくとも教誨的意匠を主として戒護檢策等の施設を全ふせざるべからず何となれば精神思想は本體也言語動作は形影也如何に高壓威嚴を以て言動に制肘を加ふるも病弱初犯者に於て一時の鎮靜は其効を奏せんも思想の根底に自覺を與へずんば到底健全なる改悛の實を見ること能はざる也而るに現行監獄行政に於て教誨教育を以て第三位若しくは第四位に置るか如き觀あるは吾人の頗る遺憾とする處也而れども吾人の希望を徹底せんと欲せは現今人物經濟の上に於て不可能の事情あるにあらざるなきか之を要するに教誨の第一要件たる徳育は強者の人格の力能く弱者の人格に影響指導するにありされば教務の主腦たる教誨師か温健なる學識を具備するは勿論崇高なる人格を鍛練するの要あり而已ならず一般刑獄官吏に於ても特

に此意義を體認せしめ日常深く人格の修養に留意するの練習を要す唯徒らに俸給に依て勞力を致すか如き浮薄なる態度に於ては百年河清を待つ類のみ到底健全なる奏功を見る能はず乞ふ吾人をして吾人の理想せる教誨本位の改善方法に關して大膽なる告白を述べしめよ

上述の如く監獄教誨に於て嚮導の主力を傾注すべきは將來尙矯正の餘地ある年齢三十歳に至る累犯者にして而も酒色に原因するもの也而して彼等か茲に至れる精神的欠陥は亦千態萬様なりと雖之を結束し來れば實に左の二三に包容することを得べし曰く自重的心操及び報恩觀念の欠乏並に猜疑心の充塞是也今斯る病癖を矯正するに當りては先づ人生の眞價を自覺せしめ獨立自營の精神を鼓舞し進んで吾人の家族的及び社會的地位に關する明晰なる思念を注入し更らに吾邦建國の理想たる世界

統一の天業、養正導民の御事業に對しては之を補翼し奉るべき一大責務を二千五百年來綿々として吾人の祖先より繼紹せるものなることを周知せしめ敢然として國民的反省を促進せしむるのあり之に加ふるに飲酒の激毒を示して凡百の罪惡此一凶より生ずることを生理經濟道德宗教等各方面より極説するは最も焦眉の問題なりと信ず而して現代の如き思想上の過渡期に際し人心の歸嚮する處なく漂々然として宗教信念の動搖最も烈しく動もすれば迷信盲信の慘害甚しきものあり而も他面に於ては科學の進歩は長足の發達を促し從て理性の要求は著しき豹變を來せりかゝる時代思潮に對しては從來の舊佛教徒か最善の城廓と頼める教權的信仰を以て其信念を強ゆること能はず少くとも合理的哲學的基礎を有せる健實なる宗教客體を確立し散漫蕪雜何等の根據なき群小神佛の地位を明晰

にするの要あり而るに此要求に満足を與へ簡明にして効績最も著明なるものは實に釋迦牟尼佛の健存と祖先崇拜の精神反形式を鼓吹するにあり夫れ釋迦牟尼の人格的實在を論證するは幾多宗教哲學上の談道を辿らざるべからざるか故に茲に詳説し能はざるも祖先崇拜は實に東洋倫理の根底にして一國風教の源泉也力行的修養の捷徑也孝道の至極也由來儒教の學説としては忠孝致一の思想なきにあらざるも眞に現實の上に於て忠孝一本の大道を濶歩し君民同祖の精華を發揮せるものは獨り光彩燦然たる帝國の史實にあらずや特に祖先崇拜の基礎觀念を爲すべき實在の意識は儒教思想を一轉して高遠なる佛教哲學の大思想に朝宗し渾然融合して茲に健實なる一大德教を建設せり而るに西歐文物の急激的輸入に依り近五十年の物質文明に心醉し果敢なくも東洋生粹の醇厚なる德教は徒らに漠

たる妖雲の鎖すところとなる豈憾して亦憤せざるべけんや遮莫祖先崇拜の大旗を翻し教育勸教の聖旨を奉戴し君民同祖の大義に則り島帝國の天職を叫び國民的反省を促し而して自我の觀念を喚起せしめ報恩道德を骨張せば如何なる妖魔も寂然として其跡を潜めん也斯の如き教誨的意匠の下に戒護檢束も作業の督勵も衛生の設備も整束統一せられ秩然として一絲亂れず着々處遇を誤らさんか改善の曙光期して待つべき也されど病膏骨に入れる絶對改善不能の罪囚に對して之を北海道若しくは小笠原島に移送し牧畜或は開墾の業に従事せしめ自然の風光に娛ましむるは蓋し相互の至幸ならんか思ふに累犯者第一回の犯罪は未成年の時代にあるもの約四割を占む若し夫れ刑罰責任を問はざる時代の罪惡及び微罪不檢舉に終れる行爲を嚴密に調査せは殆んど九分九厘迄は已に少年時代に於て必

ず犯行を取てせるものとの推論は決して失當の見解にあらざる也是英佛の先進國に於て不良少年等の感化救濟事業に多大の努力と經費を拂い設備の完全に達せるより吾國の在監人に比して約半数にも至らざる所以也叙上の如き犯罪の個人的原因は完全なる感化法に依りて矯正し得べきも其社會的原因に至りては文明の進度に連れて愈犯罪を累重するの惡傾向を生じ都市の病的膨脹や貧富の懸隔等幾多不健全なる社會状態は直に犯罪の誘發的衝動にあらざるなし茲に於てか社會政策上諸般の畫策は當然起らざる可らざるの機運に際會せり史を繙て救濟事業隆替の跡を一瞥し來れば施藥治療等斯業の中心は常に仁慈にあらせらるゝ御皇室に存在せり特に畏くも明治天皇が曠古無比なる維新の大政を成就し玉へる不出世の獻明を以て夙に仁慈を臣子に垂れ玉ひ屢々多大の内帑を割き恩賜惠恤

の資に充てさせらるゝが如き眞に萬邦に比類なき邦家の一大美點也而るに是等感化救濟事業に於ける育兒事業不良少年感化事業救貧事業施療事業授産事業養老事業免因保護事業等が未だ吾國官民の間に重大視せられざるは誠に昭代の不祥事にして國民の猛省を要する處也約言せば監獄行刑は一時的也繙縫也首尾一貫前後照應して根本的に改善の實を擧げ國家忠良の臣民を造出せんと欲せば一に健全なる一國の風教を確立し温健なる社會政策の實行に期待せざる可らず是吾國刻下の急務にあらずや(終)

藤澤典獄の懸案に對する解答

秋田 尾原 靜 乘

▲推測書

一 犯數 三犯以上の者と史料す前科何れも竊盜罪

ゝを却て得意とせるものゝ如し

惡計惡術に富む

一 家庭

本人の父は官吏ならん然らざれば相當の地位と人格ありたる人と思はる亦た相當の資産あり生計亦た中流なりしも本人放蕩にて家財を蕩盡せしものと思はる

一 教育程度

官立及び私立等二三の中學校を轉したるも兎に角中等程度の教育を卒へたるものと思はる
文中の文字に「當て字」なきを思へば監獄内の學問にあらず

一 改良の有無

改良の文字一寸不明なるも改善の意に解す
本人當分改善の見込なきものと思料す

にて今犯は強盜殺人罪と思考す○再考本人前科の中に無錢遊興的の詐欺も一つ
くらい有りそうにも思はる

(理由)文中「送金の土臺拾圓頂載云々」

より累犯者と推定す

同「盜難豫防云々」にて前科竊盜と推定す

同「刑十五年云々」にて強盜殺人罪と推定す

一 性格

性質伶俐にして陰險なり少年の頃より女色に耽り素行極めて不良なり

風采卑しからず頗る辯口に長じ好智に富む(金縁眼鏡位を掛け居る様に想像せらる)

東京不良少年の隊長位の勢力あり明治小僧的の何か綽名を有し且つ綽名を呼ばる

本人には病的とも曰ふべき特癖あらん壓迫すれば益々反抗し惡計を工夫して止まず寧ろ本人の性格を認め所謂信してやる的に誘致せば善域に向ふかと思はる以上

▲迎年の所感を讀む

兵庫 後藤 一 酒

此一篇は未成年在監者が迎年に際しての所感と、自己の內的衝動とを忌憚なく、大膽に叙したものである。勿論中等教育を受け而かも逆境に處して勞働者となり、窮迫し來る生活難と闘ひ且つ疲れて遂に犯罪行爲あるに至つた、と云ふ経路は彼れが雜糞餅に對する感想によりて遺憾なく表白されてゐる。其犯因については或は憐むべきものがないではないが、彼れの性格に於ては受刑者としてのあるまじき思想を懷いて獄中生活を續けてゐる

ものである。彼れは全く自我に生きようとする、所謂個人主義者である。受刑者たるの本分を全然没却して、あらゆる獄則紀律に反抗し飽くまで自己の素志を貫徹せしめようと焦つてゐる氣分が全篇を一貫して溢れてゐる。一言にして蔽へば彼れは現代の無自覺なる悪思想の感染者である。であるから是等は從來の慣習によれる監獄行政では到底改良は不可能であつて、又直接する看守たる人格問題となるは必然である。若し其受持看守にして當を得れば或は改良も絶對の不可能であるとは言へぬのである。

上述の如く斷定を下して、さて彼れが全く受刑者たるの本分を没却してゐる點を摘記して見ると、雜糞餅について去年の正月を追懐し獄中の正月の勝れるの故を以て「親不孝の大罪人がこんな大きな餅が喰させて貰へると思ふと勿體ない、せめて

半分を家に届けたい」と、一見最も至極な云ひ分

であつて同情に値するもの、ようにあるが、深く考察すれば單に一片の美辭を羅列したに過ぎぬ、老いたる母を思ふ至情の切なるが故にと見ればさもあるべきであるが、此際更に自己の前非を悔悟するの感念が湧かねばならぬ。國法に背き同胞を害したる傷ましい懺悔の念が心の底の底より湧出せねばならぬ。暖かき大きな餅に腹を肥やすのは受刑者として勿體ないと云ふお上へ對して感謝の念が深刻に胸底を衝かねばならぬ。然るに彼れは母を思ふの念の切なるが故に未だ受刑者たるの自覺なく、本分をも知らぬものであると云ふ其一つである。

二に十五年の刑期を五年と母に偽つた事である。赤貧に處する母にしては杖とも柱ともたのむ彼れの入監が忽ち糊口に關するのは當然で悲哀に沈む

のも亦當然である。たゞ开を避けんとして大恩ある母親に刑期を偽る如きは母を思ふが爲めには如何なる手段をも敢てすると云ふ自儘勝手な考へである。而已ならず彼れは「けれ共五年と偽つたのは強ち當のない茫としたる考へでは無かつた多少依る處があるからだ」と、自信あるらしく云ふてゐる。偽は罪惡の始まりとは古諺にもある、入監が人生の一大事件である限り此動機に當つて偽らざる事を天地神明に契ふ丈の感念は場合上殊に痛切であらねばならぬ。偽を平氣に云ふ者程恐しいものは無いが更に推敵し思索して大なる偽を云ふものは殊に恐しいのであつて、彼れは其後者に屬するものである。而かも自分は最も意義ある偽と思ひ恬として愧づる色はない、若し相當常識ある母であつたならば彼れが母を思ふの念が反つて母をして永久に心配に葬去らねばならぬ。孝と思

推した事も大なる不孝である。要するに彼れは偽りでも構はぬ當面さへ遁れらるればよいと云ふ輕薄な考へに外ならぬ。斯かる手段に出づる彼れの心情には既に罪惡を罪惡と思はぬ犇猛なるものが凝結してゐるのである。

第三に母の生活を資けると云ふ事を楯に賞與金の多からん事を望み、且つ轉役の情願をすら敢てすることである。文中「申譯はないが」とか「随分勝手な自分の境遇を無視した御願をしたが」とかの麗句を並べてはゐるが、畢竟するに體裁を裝ふ言譯に過ぎない、彼れの性格には動かす可らざる根底があるがこれは稿末に述べる機會のあるを信じて茲には省畧する。

第四に盜難豫防法を公にして母の生計を助けようとする事、其結果幾回となく懲罰の度を重ねる、教師からは狡猾と罵られ、部長よりは大悪人と呼

ばれても尙且つ改めようとはせぬ、遂には他の監獄を羨望してゐる。是れなどは誤りの最も甚敷ものであつて第三の場合と其根底を同じくしてゐる面かも最終に及んで「やはり讀書し研究し試験して初志を貫かうとする、そうすると今年から漸じて犯行せんと誓ふても、その一部は忽ち破れる」と云つてゐる。茲に至りて吾人たるものに啞然たらざるを得ん譯である。彼れは現代に於ける在監者の中に蟠れる思想の好標本である云ひたい。「此年より修養表を拵へて一舉手一投足も一々徳目て律し一日でもよいから心に問ふて疚しくない日を送りたい」と云ふ口の下より「勉學の爲めにはどうしても其一部を破らねばならぬ」と云つてゐる。彼れは第一より第五に至るまで終始一貫した言辭であることに氣付かねばならぬ、茲に前述の根底ある思想を懷いてゐるものと爲す所以であ

る。今茲に此思想に關して畧述する必要がある。其に其改善の急務なることを併せて具陳する必要がある。去りながらこれを學理的に説述するのではなくして實際經驗によれる淺薄なる觀察に過ぎざるを恐るゝのである。彼れの懷ける思想を以て現代在監者中に蟠れる思想の好標本であるとは前に述べた譯であるが、斯かる思想は青年及中年の在監者には一つの潮流を爲してゐると云ふのも決して過言ではない。身は自由刑の執行をされつゝあるもの、規律はかくあるもの等を克く理解してゐながらも、尙自由の微細だも洩らさず、法規中より容さるゝ限りの自由を得ようとするそのみに焦慮するのである。恰も鋼鐵の伸べ板の先きを法規の手を以て壓へつけてゐると同様に、其手が幾分にも弛るめばそれだけ水平線下に壓へつけられた鋼鐵の自由の彈力は

次第に彈ね上げられる、かくして人の自由と云ふ水平線までは是非彈ね上げられんことを望むのであるから、若し法規及取扱振りの緩和なるものがいつも此自由の思想を助長させる動機となつて行く、右は全く彼等に公徳心は滅却し自己の利益に焦せる結果覺醒に至るの餘地さへもなく又享くる恩恵に對して感謝の念さへ更に湧かないのである自由に活きようとし、個人に活きようとする結果、在監者の當然遵守すべき獄則とは常に反抗せねばならぬのである。さらばと云つて反抗し得らるべき又は獄則を贏ち得らるべきでないながらも、其泡沫にても得れば得るだけ彼等は得意となつて、それからそれへと欲求を追ふのである。故に彼れが既に表白するが如く犯則をせぬとは斷言出來ぬと自らの口にする様にまで自己の信條を貫かふとするのである。

斯かる傾向は獨り青年受刑者のみならず、一般社會の青年思想の一大潮流である、舊道徳は傷られて新道徳起り、慣習は廢れて更に新らしき慣習の生れつゝある時である。革命と云ひ廓清といひ改善といふ聲の揚がるの實に此時である。かゝる社會の風波荒む空氣に育てられた青年若くは中年受刑者に同一思想を懷くのは當然である、又彼れの如き壓へ切れぬ自由放漫な思想を懷くもの、出づるのも決して偶然ではない、今此一人を捉へて研究の材とすることは稍や時代後れの感がないではないが、久しく惰眠を貪るに比して覺醒的研究が如何に斯道の爲め祝福すべきであるかは數の示す處である。

开が改良策を講ずるは頗る緊急問題であつて暫くも忽諾に附すべきでない、何故ならば受刑者と看守關係は常に看守は指導者であつて受刑者は被感

化者の地位に居らねばならぬ。然るに稍やもすれば其反對現象を來す場合がないとも限らぬ。監獄改良の聲が旺んになつて以來遇囚の法が著しく緩和された、爲めに看守はいつも受刑者側より苦しまれつゝある、法規を羅針盤として職務を執行して行かねばならぬ身には慘な立場である、受刑者に許されたる緩和手段のひとつ／＼が必ず紀律を傷けられて行く痕の見へるのは未だ理想の實現の期に至らぬ現象である、徒らに受刑者に自我を助長せしむるに止まるものとすれば前途を危ぶまねばならぬ。又一面看守側に於ても舊慣を踏襲して時代思潮の推移なども辨へず、かくし來りたるが故に斯くある、と云つた風に無自覺的に受刑者に直接するのであるから、感化さるべき者よりも苦しまれる様の奇現象を呈出するのである。彼れの如き時代思想を懐く受刑者に對して先づ直

接する看守其ものゝ頭腦に時代思想がなければ彼れの誤見を解くの日はないのである。彼れには藩的壓制は反撥心の挑發となるのみである。緩和手段は又自我心の助長である。中等教育ある位の者には矢張り自覺の境に誘導することが感化の第一歩でなければならぬ。受刑者たるの自分を意識せしめ且つ其實行を期せしむのが捷徑である、然るに彼れの受持看守は「總て何をするにも監獄内の信を買はねはだめであるから先づ發明前に自己の信を得よ」と彼れに説いてゐる。何たる不心得の説諭であらふか、彼れの言動に對して狡猾と罵り大悪人と呼んだ教師や部長は彼れの心情を看破したる言葉である。受持看守の如きは全然彼れを罪惡の闇へ導いて行くのと同じである、自己に確乎たる監獄行政に對する信念なく只だ習慣的に無意味なる職務の執行をやつてゐるのである。かく

ては彼れの改良は第二として第一に受持自己の改良を先にやらねばならぬ、而して後受刑者たるの自分を自覺せしむれば改良の見込は絶望であるとは云へぬのである。
看守たるものは素より法規の外に愛と情と以て彼等不遇に處するものに接しねばならぬが其愛情が正義に基ける純潔なる愛情でなければならぬ。實に嚴父たるの愛こそ望ましいのである。

修養絶句 (其二)

千葉 石井 光 美寄

- (マ) 末技奪_二本心。小術害_二大道。憫他求_レ速徒。
- 事多_二顛倒。
- (ミ) 未_レ來猶可_レ警。過去固難_レ追。回_二顧難_レ追跡。
- 莫_レ空_二可_レ警時。

- (ム) 霧中眼無_レ力。漠漠失_二東西。心鏡若明了。世塵何得_レ迷。
- (メ) 名分何可_レ背。宿昔多_二規模。大節若微缺。此軀有若_レ無。
- (モ) 門地勿_レ嗟微。才華勿_レ傷拙。至誠不愧天。何必從_二鷄列。
- (ヤ) 夜氣養_二本根。豈徒造化妙。青年不_二勉勵。恐招_二牛山笑。
- (イ) 逸安使_二身弱。勞動健_二吾身。堪_レ笑耽_レ安者。徒爲_二廢疾人。
- (ユ) 勇武性優美。堅凝爲_二國體。養_レ之又鍊_レ之。可_二以固_二根柢。
- (エ) 銳可_レ如_二良劍。利可_レ如_二寶刀。非_レ知_二此中味。爭作_二一世豪。
- (ヨ) 欲心可_二斬伐。姦心可_二割棄。欲_レ格_二天下非。當_二自_二吾心_一始。

(ラ) 羅刹何須_レ怕。夜叉何足_レ畏。不_レ教_二敬義存_一。方寸即_レ魘魅。

(リ) 倫理豈有_レ二。大本全歸_一。欲_レ獲_二神明祐_一。要不_レ外_二眞實_一。

(ル) 類似可_二明辨_一。紫朱古攸_レ戒。支離違_二秩序_一。教法亦邪怪。

(レ) 禮義與_二廉恥_一。由來稱_二四維_一。存亡所_二關係_一。果是國家基。

(ロ) 論說實多端。是非判決難。法言爲_二矩矱_一。庶幾辨_二邪奸_一。

(ワ) 惑溺招_二人侮_一。猜疑指_二我精_一。信_二人由_レ守_レ信_一。一字詛是誠。

(キ) 偉哉誠感理。誠感貴_二精純_一。可_二以動_二天地_一。可_二以泣_二鬼神_一。

(ウ) 運命天攸_レ隲。吉凶人所_レ招。孜孜能積_二善_一。災害自冰消。

(エ) 延年自有_レ方。百歲未_レ爲_レ壽。立_レ德立_二言功_一。令名長_レ不朽。

(ヲ) 溫柔而敦厚。義勇在_二其中_一。美俗天攸_レ祐。長存君子風。

司獄官の心懸け

福岡 釣 月 生

なさけもてごらはれ人を教ゆるは
 吾もがらのつごめなりけり
 朝な夕な忘るましきは科人を
 正しき人ごなさん心を
 みゆるさもゆるさぬ迄のきりつこそ
 ゆかみし人の心たゝさん

通信

埼玉出獄人保護事業總會

浦和二浦典獄報

出獄人保護事業擴張の爲め埼玉慈善會保護院は二月十一日の紀元節をトして臨時總會を日本赤十字社埼玉支部に於て舉行す出席會員は何れも縣下各宗寺院の僧侶にして其數百八名に及び來賓には島田本縣知事、三浦典獄、早川北足立郡長、黒田浦和地方裁判所長代理、鈴木浦和警察署長、古田高等課長、平野浦和町長、及齋藤駒崎兩縣會議員並に二三新聞記者等あり午後一時に開會を告げ大島保護院長は先づ同院定款改正の承認を求め次で同院の沿革及成績に關する報告演説を爲し了て島田知事、三浦典獄の演説あり滿場喝采の裡に閉會を告げたるは午後四時なりき
 因に當日新なる會員の加入ありたり

(記事編湊の爲め三氏の演説を登錄し得ざるを遺憾とす)

入佛式と發會式

西條分監 渡邊 圓流

▲西條分監入佛式概況

松山監獄西條分監にては教誨堂の建造未だ完つたからず爲に佛前の莊嚴亦崇高を缺き一は尊像を汚染し奉るの不敬を輸し一は在囚者をして敬虔の念慮を運ばしむるに遺憾尠からざりを慨しつゝありしが昨冬假教誨堂新築の運に至り今や全く竣工を告げ今回特に大谷派本願寺より宮殿及佛具一式の寄贈を受けたるを以て去二月十五日をトし入佛式舉行せり

當日午前九時中村同分監長先導の下に渡邊教誨師御本尊を供奉し大谷典獄、吉本課長、深井教誨師、地方及近郡東西眞宗寺院僧侶及職員參列して新築假教誨堂に練り崇嚴に裝飾莊嚴されたる佛壇に御本尊を案置入佛し終るゝや中村分監長は在囚一同

に對し入佛式舉行の豫告訓諭を與へ更に大谷典獄は「祖先崇拜」に就きて改過遷善の動機を促されて罪囚の感念を惹起され終るや渡邊同分監教誨師の佛前表白文明讀に引續き參列僧侶と共に「佛說阿彌陀經」を誦し勸行を營み僧侶、職員及囚徒總代の燒香あり後大谷典獄の式辭朗讀最後渡邊本監深井教誨師の熱心なる教誨を以て式を全く了せしは正午其間囚徒一同この希有微妙の法典に浴し靜肅拜聽一の聲咳さへなく感涙滂沱歎歎の聲を聞くのみ嗚呼罪根深く鐵窓の暗涙に泣く彼等朝に佛陀の智光に接して世道の迷暗を照破し夕に佛陀慈光の福音に浴して彼等懊惱の煩悶を洗ふことを得る思へば聖代の餘德實に無窮といふべし

▲東豫佛敎保護會第三支部發會式

曇きに其發會式を舉行したる東豫佛敎保護會は東豫三郡各宗寺院と完全なる連絡を把持して其實績を擧げんことに着々事業の進行を計りつゝあるが先づ其連絡關係の必要上支部設立の必要を認め茲

に三郡四支部の設立を見るに至り各支部長及支部役員の互選等決定したるが之が第三支部即周桑郡は二月十四日同郡田野村顯成寺に於て盛大なる支部發會式を舉行せり當日午後一時三發の煙花を合圖に正會員及來賓一同着席し終るや一同佛前禮拜讀經先づ會の將來を佛天に祈り次いで豊田同支部幹事開會の辭を述べ黒田同郡々々長、大谷典獄、玉井警察署長、深井松山本監教誨師、中村本會々々長渡邊本部幹事、及各支部長の祝辭朗讀並演說各宗本山祝電披露、出口第三支部長の挨拶鳳同支部幹事の閉會の辭了つて別席祝宴を張り祝宴酣にして大谷典獄の保護事業に對する卓上演說あり互に胸襟を披きて論談裨益するところ尠からず初春暮れ霞みて梅花愈白き頃ひ散會を告げたり尙春陽と共に各支部發會式を擧げ本會も將さに花開かんとす

●愛知慈惠會近況

愛知慈惠會報

▲事業

客年十二月中新たに保護人と爲したるも四十四人なる其内名古屋本部に屬するもの三十八人三河支部に屬するもの六人なり
又保護場に收容し直接保護に付したるもの男十二人にして間接保護に付したるものは男三十人女二人なり就中恩赦出獄人は其親族故舊及隣佑等にも特に

聖旨の忝なき事を傳示するに由り何れも天恩に感泣し本人の保護に同意し以て前途を過らしめざる事を誓ひ居れり而して直接保護に付したるものは左の如し

淨土宗 強 盜 初犯 某 二十歳
禪宗 私書偽造行使詐欺 六犯 某 卅七歳
眞宗 通貨偽造行使 初犯 某 廿四歳

眞言宗 竊 盜 三犯 某 卅三歳
禪宗 私印盜用私書偽造行使 二犯 某 卅五歳
右五人は名古屋監獄に於て特赦及減刑の恩典に浴したるも相當の保護者なく歸るに家なきものに屬す

詐 欺 二犯 岩室 某 二十四歳
此は名古屋監獄にて満期放免せられ父兄の家に歸りしも父兄は本人の前罪を憎み家に容るゝを許さず依て保護場に收容し徐々と和諧を講ずるものなり

竊 盜 二犯 日野 某 三十六歳
竊 盜 四犯 金原 某 二十五歳
竊 盜 五犯 八木 某 二十六歳
右三人は名古屋監獄に於て満期放免せられたるも相當保護者及歸るに家なきものに屬す
竊盜強盜豫備 二犯 藤田 某 二十二歳
竊 盜 初犯 宇津江 某 三十六歳
竊 盜 初犯 丹羽 某 二十四歳

右三人は名古屋監獄に於て満期放免せられ父兄又は伯父の家に歸りたも刑餘の不用にて其家に容ることを許されず更に保護出願に由り收容す
 以上直接保護のもの合計十二人あり其内五人は恩赦七人は満期釋放のものなり
 又間接保護に付したるもの左の如し

- | | | | | | |
|-----|----------|----|----|------|------|
| 淨土宗 | 文書偽造行使詐欺 | 二犯 | 某 | 四十四歳 | |
| 眞宗 | 文書偽造行使詐欺 | 二犯 | 某 | 四十六歳 | |
| 曹洞宗 | 強 | 盜 | 初犯 | 某 | 三十四歳 |
| 眞宗 | 同 | 同 | 某 | 三十三歳 | |
| 神道 | 恐 | 喝 | 六犯 | 某 | 六十歳 |
| 淨土宗 | 詐 | 欺 | 三犯 | 某 | 二十八歳 |
| 同 | 竊 | 盜 | 三犯 | 某 | 三十四歳 |
| 眞宗 | 横 | 領 | 三犯 | 某 | 五十二歳 |
| 日蓮宗 | 竊 | 盜 | 三犯 | 某 | 五十六歳 |
| 眞宗 | 賭 | 博 | 二犯 | 某 | 五十一歳 |
| 眞宗 | 賭 | 博 | 二犯 | 某 | 三十二歳 |
| 同 | 竊 | 盜 | 三犯 | 某女 | 十八歳 |

眞宗 文書偽造 初犯 某 四十六歳
 同 殺 人 二犯 某 六十一歳
 眞宗 詐 欺 三犯 某女 二十八歳
 淨土宗 約束手形偽造行使 初犯 某 三十三歳
 眞宗 詐 欺 初犯 某 四十七歳
 同 傷害 致死 初犯 某 三十二歳
 同 同 某 三十六歳
 曹洞宗 詐 欺 二犯 某 二十歳
 日蓮宗 竊 盜 六犯 某 六十一歳
 右二十一人の内十七人は名古屋監獄四人は同岡崎分監に於て特赦又は減刑の恩典に浴したるに由り本支部各々之を引取り保護場に收容し二泊若くは三泊せしめて其生活方法を講じたるに何れも歸せしむべき家庭あるに由り幹事は悉く同行歸住せしめて隣佑及親戚等にも 恩旨の忝なきを傳へて前途本人を誘掖する事を誓はしめ又本會の間接保護に付する事を示して各々其生業に就かしめたるなり

網走監獄 謀殺未遂 二犯 某 三十八歳
 同 持兇器強盜 六犯 某 五十七歳
 安濃津監獄 文書偽造 初犯 某 三十七歳
 小菅監獄 放 火 初犯 某 四十一歳
 岐阜監獄 小切手偽造詐欺 初犯 某 二十八歳
 右五人は頭書の監獄に於て恩典に浴し愛知縣下に歸住するに由り其保護を本會に依託せられたるものなり
 又舎生にして其親族に和諧和融を議り身柄引渡しを爲して本會の間接保護に移したるものは左の如し

- | | | | | | |
|-------------------------------------------------------|---|----|-----|------|------|
| 眞言宗 | 竊 | 盜 | 三犯 | 舎生某 | 三十三歳 |
| 曹洞宗 | 詐 | 欺 | 六犯 | 舎生某 | 三十七歳 |
| 右二人は名古屋監獄に於て恩典に浴したるも家庭不和の爲め本會保護場に收容し徐々々家庭の融和を議りたるものなり | | | | | |
| 盜 | 竊 | 四犯 | 山本某 | 二十七歳 | |
| 詐 | 欺 | 五犯 | 荒島某 | 三十歳 | |

右二人は岡崎分監に於て満期釋放せられ三河支部に引取り傭主に依託して業務を授け間接保護を爲す
 以上間接保護のもの三十人あり其内恩赦出獄のもの二十八人にして満期釋放のものは二人なり又名古屋本部に於て保護するものは二十四人三河支部は六人なり
 又名古屋監獄に於て恩赦出獄したるもの、中に於て籍を他府縣に有し歸住せしむる必要ありと認め其親族に出迎を促し又は停車場迄同行して乗車せしめ其歸住地の保護會へ保護を託したるものは左の四人なり

- | | | | | | | |
|----------------------------------------------|----|-----|-----|------|------|------|
| 小切手偽造行使 | 初犯 | 東京市 | 某 | 二十七歳 | | |
| 竊 | 盜 | 三犯 | 岐阜縣 | 某 | 三十七歳 | |
| 横 | 領 | 二犯 | 大坂市 | 某 | 二十八歳 | |
| 誘拐 | 詐 | 欺 | 二犯 | 静岡縣 | 某 | 三十五歳 |
| 又本支部に於て一時宿泊保護を爲したるもの十五人にして宿泊數は三十六なり故に一人平均二泊四 | | | | | | |

分の割合に當るなり

又舎生にして其父兄に和諧交渉し身柄引渡し本會の保護を解きたるものは左の二人なり

舎生 宇津江某 三十六歳

此は行狀方正なるも心臓病に罹り業務に堪へ兼ねるより其父兄の許に幹事出張し能く融和を議りて引取らしめたり

舎生 丹羽某 二十四歳

此は低能白痴のものにて到底業務に就く能はざるもの依て其叔父に交渉して引取らしめたり

本月末日現在人員二百六十二人なり其内直接男十七人間接男二百二十四人女二十一人なり又之を本支部に分ける時は名古屋本部に屬するもの男二百二十人女十八人三河支部に屬するもの男二十一人女三人なり

本月中舎生にして貯金を爲し得たるものは左の如し

金三圓四十六錢 清水某

金四圓三十五錢

同 三十四錢

同 三十六錢

同 九十三錢

同 一圓六錢

同 三十六錢

同 七錢

同 二圓二十錢

同 九十錢

同 十五錢

同 一圓二十錢

同 二圓二十三錢

同 一圓九十八錢

同 八十七錢

合計金二十四圓四十六錢

内 譯

金五圓二十錢

同拾五圓二拾六錢

深井某

塚本某

兼松某

岩室某

山本某

金山某

日野某

渡邊某

村上某

八木某

北折某

田邊某

松井某

鈴木某

鈴木某

本會補給金

舎生自分貯金

彙報

博士歡迎の午餐會

今回來朝せられたる米國市俄古大學教授チャアルス、リテユモンド、ヘンダーソン博士は社會學の大家にして名聲風に噴々たるものあるのみならず社會的救濟事業の經營に任じ其功績其名と與に高く西曆一千九百年米國に開きし萬國監獄會議には其議長として手腕を振はれたる程の人なれば監獄事業とは其關係も頗る厚し因て我司法省當局に於ても此遠來の珍客に對し歡迎の意を表せん爲め上野精養軒に於て本月六日午餐會を催せられ主客頗る打解けて快談あり清楚にして且つ愉快なる會合なりき當日監獄局長の挨拶並に博士の答辭の綱概は左の如し

谷田監獄局長の挨拶

我等の最も尊敬するヘンダーソン博士

本日此處に博士を迎へ我日本の監獄當局者一同を代表して歡喜の辭を述ふるを得るは不肖の甚た光榮とする所なり

惟ふに博士は現時最も有名なる社會學の教授にして同時に又た最も熱誠なる社會改良事業の率先者なり、博士の學界に於ける功業並に慈善救濟事業に於ける勳績は普く人の知る所殊更に余が喋々の辯を須たす余は唯だ博士が監獄事業に對する關係と我國に對する好意の一斑を述べ以て我等が博士に對する感謝の情を表せんのみ

博士は夙に米國政府を代表して萬國監獄常設委員會の委員と爲り、同委員會及び萬國監獄大會の爲めに貢獻せる所尠ならず、就中千九百十年第八回萬國監獄大會の米國ワシントン府に開催せらるるや選まれて同會の議長と爲り、自ら會務を統理して幹旋至らざるなく各國の參列者に十分の満足と多大の新智識を

興へ、延て世界の監獄事業を裨益せること極めて多し、殊に我日本に對し深甚なる好意を表し、我參列員たりし眞木氏には特別の便宜を與へ、同氏をして其使命を完ふせしめ、且つ熱心に我國の萬國監獄常設委員會に加盟せんことを勸奨せられたり、我政府が昨年終に同會に加盟するに至れるは博士が勸奨の勞預て最も力ありしなり

夫れ此の如く博士は學德並に高き現代の名士なるのみならず、又た實に監獄界の恩師なり今や博士惠然我國に來遊せらる我等監獄の事に從ふ者盍を雙手を擧て先生を驩迎せさらんや、則ち茲に此會を催して博士を招し、一には以て從來の高誼を謝し、一には以て將來の指導を請ふ所になり

然るに時恰も帝國議會の開會中に屬し、司法大臣及び司法次官は職務上己むを得ざる事故の爲め出席するを得ず、不肖代て司會者と

本日は余の爲め此宴會を催せられたるは感謝に堪へざるなり余は故國に在りて日本人は極めて親切なりと聞及たるが今回日本に上陸以來諸所到處非常なる懇待を受け益日本人の親切なるに感じたり唯今此宴會は極めて少人數にして淋しき會合なりとの御言葉ありしも余は決して斯く思はず頗る鄭重なる響應にて余の最も感佩する所たり又此來遊の時季早くし春風尙寒く殊に櫻花の爛漫たるを見物せしむる能はざるを憾とすこの親切なる御言葉ありしも余は年來日本の美術には甚だ趣味を有し日本より來りし名畫に依りて日本櫻花の香しき有様をも玩賞せることあり縦令眼前其美を賞すること能はずとも余の想像には其光景の一般に浮びつゝあり是にて余は満足することを得たり

抑諸君の從事せらるゝ監獄事業は國家の生存上最も重要なことは言を待たずと雖ども余

なり、爲めに席上甚だ寂寞の感あるを免かれず、加之、現今我國の季節は遠來の嘉賓を遇するに適せざるものあり、蓋我國のシーズンは四五月の交にして、我國のプライドは朝日に匂ふ櫻花なり、若し博士の來遊をして、二ヶ月の後に在らしめん乎、我等の會合如何に寂寞なるも、熙々たる山上の春雲と爛漫たる窓外の櫻花は我等に代りて博士の旅情を慰するに足らん、然るに今や春尙は寒して滿目荒寥ネーチュアの美、以て博士を恰ましむるものなきは我等の最も遺憾とする所なり、博士幸に我等日本監獄當局者の微意を看取せられ此の小會が博士來遊中の愉快なる記念の一となるを得ば我等の本懐何物か之に若かん終に臨み博士の健康を祝し、博士が完全に旅行の目的を遂げ、萬里恙なく故園に歸着せられんことを祈願して己まざるなり

▲ヘンダーソン博士の答詞

は監獄事業よりも少年裁判所不良少年の處置免因保護等の如き社會救済の事業は一層今日に切要なるものなりと信ず今回の來遊の目的も重に此等の視察にあり本來此等救済事業は世界共通にして人類の福利に關するものなれば余は今後諸君と協同一致して盡力せんこと余の願望なり

此日主人側として出席せるものは谷田監獄局長眞木經理課長谷野獄務課長豊野監獄事務官藤澤千石木名潮森の四典獄武田眞鴨監獄教務所長並に監獄協會伊藤主事等なり

因に眞木經理課長は先年萬國監獄會議に臨席せられたる際博士とは面識あるのみならず博士の懇切なる斡旋に因りて便宜を得られたることも尠からざる特別の關係あるを以て博士入京の節は國府津まで態々出迎はれ又自ら案内して眞鴨監獄及家庭學校を參觀せしめし等頗る斡旋せらるゝ所ありたり

●殺傷事故

▲頸を絞め罌丸を緊握して死に致す

去月十三日午後十一時より十二時に至るの間に於て川越分監に棒事こそ出来したり又は第二監第四房に拘禁せる懲役囚本多弘同吉澤嘉藏同渡邊熊治の三名が同房内に在る懲役囚吉田秀次郎が寢臥せる處に到り先づ弘、熊治の兩人にて秀次郎の掛蒲團を捲くり上ぐるに被害者が目を覺したる様子故手當紙を呉れよと聲を掛けつゝも急遽に熊治は嘉藏の三尺帯を以て被害者の頸部に捲付け熊治、嘉藏の兩人にて力に任せて之を引絞め又弘は被害者を上より抑へ付け且つ其罌丸を緊握し終に死に致らしめたり而して其原因に至つては何等認むべきものなく唯右弘は川越分監に再入したるものにて常に心に之を耻ち他監に移送されんことを切望し居たるもの、如く分監長に餘罪の自首を爲したることあるに徴し又同人の日記帳等に本監移送を希

望する者の記載ありたるに照すも亦明なり然るに右餘罪は不起訴となりて目的を達せざりしかば寧ろ新たに事件を起して希望を遂ぐべしと考へ先づ嘉藏を説きて兇行に同意せしめ又熊治は兇行當夜精神亢奮して眠を就かず覺め居たるを嘉藏の勸むる所となり之に應じて手を下したるものにて右三名共被害者秀次郎に對し平素何等恩怨なきもの、如くなれば原因單調にして唯一時の迷想に囚はれ爰に至れるものならん乎

▲座を譲らぬか基因

福岡監獄久留米分監在監者清田文平は去月十六日午後零時十分第七監第二房に於て突然正坐せる同囚砥上蒿に湯呑茶碗を以て打掛り頭部に深き骨膜に達する打撲傷を負はしめたり其原因と見るべきは當日晝食準備の際加害者は蒿に向ひ座席狹隘なるに依り少しく席を譲りて開き吳よと請たるに蒿は之に應ぜず其結果互に口論を爲し蒿は加害者に打掛り或は之を蹴りたるも同房者の仲裁する所と

なり且つ喫食時となりたれば一旦事濟となりしも食後定席に就きたる後復た加害者は蒿を侮辱し蒿も亦之に應じて口論したる末加害者は憤懣に堪へずやありけん遂に以上の如き非違を行ふに至れるものなるべし

▲鐵を以て傷を負はしむ

福岡監獄西新町出張所拘禁懲役五年囚西尾長吉は二月二十三日午前九時頃同拘禁囚野上喜六が同囚高橋樞次と連紳し空土呂を押しつゝある所へ來り突然喜六の襟を掴み拳を固めて亂打し尙ほ土呂箱内に在りし鐵を以て毆打し三週間の休養を要する數箇の輕微なる創傷を加へたり而して其は加害者が被害者等の一組より土呂を押し當てられたるを憤りたるに基くもの、如し

●逃走事故

▲身を躍らし裏窓を蹠越して脱す

詐欺及竊盜罪の故を以て懲役五年に處せられ宇都

宮監獄に於て刑期執行中の丸山治七なる者餘罪發覺の爲め審理の都合上栃水分監に移し置きしが去月十五日栃木支部へ出廷訊問中午後二時頃腹痛堪へ難く便通の氣味なれば廁に行かんことを訴へたるに依り之を許したる處將に上圍せんとするに際し戒護者に手錠を解かれたき旨を以てせし故左手のみを解錠し腰繩を附し扉前に在て戒護し行圍せしめたるに該便所の全面を蔽へる扉の蔭に看守の不注目に乘じ赫衣を脱し右手に手錠を施せる儘飛鳥の如く身を躍らし裏窓を飛越へて逃走せり戒護せる看守は之を知るや直ち追蒐けたるが該囚は同裁判所構内監督判事官舎前に至りたるに前は高き板塀に圍まれ逃走の路なければアハヤ蹠越して逃

▲裸體の脱囚民家に闖入す

靜岡監獄拘禁殺人豫備懲役一年囚山下良吉は豫て少しく精神に異狀あるを以て特に警戒を加へ置き

たるものなるが去る一日の夕暮より居房にて高聲放歌し或は扉を叩く喧嘩を極め如何に制止するも肯んせす夜深くも尙狂暴已まず甚だ監内の静肅を害するを以て當直看守長は專斷にも其喧嘩を避けしめんとして當直看守部長に命じ同人を病監に移さんとし同部長は乃ち休憩中の看守五名を引卒し居房を開き同人を引出し右看守をして病監に赴かしむる途上同人は突然看守の押へ居たる兩手を振拂ひて脱出せり而して看守の追跡搜索せる間に彼は脱兎の如く病監消毒室脇板塀を越へ更に拘置監表に出て同所板塀より高さ一丈二尺ある女監境界板塀に攀登し上部に張れる鐵網に頼りて外圍に渡らんとし鐵網は重さに堪へず彼と共に女監方面に倒れたるも落下するに至らざりしかば更に一丈五尺の煉瓦外塀に飛付き之を踰越して逃走したり此有様を見たる前記の看守等は直ちに轉回して表門より構外に出て追跡し一方非常召集を行ひ又警察署に應援を求め夫々追跡の手配を爲せり然る

に彼は外塀を踰ゆるや東北約八町を隔りたる静岡市在安東村に逸走し獄衣を脱し裸體の儘にて民家に入り衣類を惠まんとを乞ひしかば驚きし家人は竊かに巡查駐在所に訴へ出で同所巡查は直ちに該家に至り裸體の儘悠々爐邊に暖を取り居たるを逮捕せりと

●中央保護會の設立

全國保護會の聯絡を保ち保護事業の統一を圖るを目的となす中央保護會の設立は我協會の夙に着眼する所にして之れが計畫を企てしも時機未だ可ならず荏苒遷延して今時に至れり然るに客秋恩赦の大詔降下と共に免囚保護事業は特に世人の注意を喚起し有志の經營に従ふもの續々相踵ぎ今や實に保護會の數二百有餘の多きを算ぶ機運の促す所遂に設立の議愈熟し本協會は爰に決然起つて其任に當ることとなり過般該趣意書をば會長の名を以て當業者へ夫々送付し其賛成を求めたり

●本會の主事

今般休職福島監獄典獄伊藤俊光氏本協會の囑託に應じ入りて主事の任に就き諸般の會務殊に中央保護會の事業に執掌することゝなれり氏は從來前任地に於て公務の傍ら福島地方裁判所檢事正河西博文氏と共に保護事業に盡瘁し奮闘努力席暖かなるに暇あらず而して二十四の多き佛教慈善會の成立を見遂に中央に聯合團の本部を置くの好果を擧ぐるに至り寔に以て全國保護事業の模範と稱せらるかく保護事業に多大の貢獻を爲せる氏が幾多の經驗と智識とを齎らして本會に入り當面の事務に任せらるゝは實に本協會並に中央保護會の爲め甚だ喜ぶべく蓋し協會今後の發展大に見るべきものあらん

尙は司法省文書課勤務たりし松山徳二氏も亦た本會の書記となりて庶務に従事せり

●第五期監獄官練習所の開始

第五回監獄官練習所は來三月十五日より四ヶ月間の豫定を以て本會に開設することゝなり豫て夫々典獄へ通牒し各監獄に於て選抜試験の結果豫選したるものを本會にて審査の上左の如く決定したり之を以て愈去る十五日より開始し當日は午前九時より簡畧なる開所式を擧げたり尙は授業科目及講師並に入所生以下の如し(式の状況は次號に譲る)

▲監獄官練習所授業科目

- 一 監獄學
 - 一 刑事訴訟法
 - 一 刑法
 - 一 監獄法及施行規則
 - 一 監獄會計法規作業規程
 - 一指紋法
 - 一 監獄衛生
- 谷田三郎
 豊島直通
 山岡萬助
 三浦榮五郎
 谷野格
 眞木喬
 大場茂馬
 古瀬安俊

第一電、作業品及しを願る
右訓令す

大正二年三月七日

司法省會監甲第一九號

監獄作業品出納計算の検査及責任解除の件會計検査院の委託に依り大正元年度以降司法省に於て執行すること、相成今般會監甲第一七號の通り訓令相成候に付ては右は當分の内監獄會計處務規程第四百四十八條乃至第五百十條中需用品に關する規定に準據し御取扱相成度命に依り此段及通牒候也

大正二年三月七日

司法次官法學博士 小山 温

監 獄 御 中

追て物品出納検査報告書の儀は需用品作業品同一に調製相成區分を要せず候條爲念申添候也



叙 任

任典獄叙高等官七等(其鴨)看守長兼司法屬

椎名通藏

七級俸下賜

一級俸下賜

膳所監獄詰テ命ス

宮城監獄詰テ命ス

三池監獄詰テ命ス

前橋監獄詰テ命ス

福岡監獄詰テ命ス

高知監獄詰テ命ス

奈良監獄詰テ命ス

甲府監獄詰テ命ス

福島監獄詰テ命ス

秋田監獄詰テ命ス

依願免本官

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依り休職テ命ス

任關東都督府典獄叙高等官七等 (福 井 典 獄 渡 部 友 次 郎)

(福 岡) 典 獄 山 縣 齊 高

(福 島) 典 獄 伊 藤 俊 光

(福 島) 典 獄 椎 名 通 藏

(秋 田) 典 獄 江 澤 精 造

(宮 城) 典 獄 清 水 精 四 郎

(甲 府) 典 獄 渡 邊 武 直

(前 橋) 典 獄 上 田 定 次 郎

(奈 良) 典 獄 安 松 虎 雄

(高 知) 典 獄 丹 羽 哲 郎

(膳 所) 典 獄 松 隈 房 吉

(堀 川) 典 獄 山 川 一 郎

(富 山) 典 獄 佐 野 佳 夫

(福 岡) 典 獄 山 縣 齊 高

(福 島) 典 獄 伊 藤 俊 光

會 報

茶 話 會

叙從八位
依願免本官
任看守長兼司法屬七級俸給與
鴨巢監獄詰テ命ス
任司法屬七級俸下賜
監獄局職務課詰テ命ス

(市 谷) 看守長 岩 越 義 爲
(京 都) 看守長 神 吉 資 人
司法屬 林 豐 齊

注 敬 助



願みれば昨夏六月以來暑中休會に次で國家の大不幸事に遭遇し更に内閣の更迭等事故頻々續出せし爲暫らく中絶の姿に在りたる本會茶話會は久々にて客月二十二日即第四土曜日午後一時より本協會講堂に於て開催、農商務省商品陳列館々長農商務書記官鶴見左吉雄氏の貿易上に關する講演ありたり氏は劈頭先づ吾國の生産力及生産事業を論じ轉じて外國との比較に移り更らに貿易の現狀に及び貿易額は隆々として年々共に進み幸に其額十億五千萬圓に上りたり而かも常に輸入超過たるを免れず若し此の如くにして歐米諸國の如き他の收入を得るの途なくんば債務國たる吾國は將來深く寒心に堪へずと斷じ進んで市場の擴張商權の擴大を詳述し終り

に經濟上の方針として輸出獎勵輸入防止の策を取らざる可らずと結論し滔々二時間に互り流暢の辯もて講話を終へたるは三時過なりき當日出席せるもの、芳名下の如し

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 森 素 | 新井茂敦 | 伊藤祐重 |
| 澤野重次郎 | 三森實吉 | 松田正壽 |
| 三輪榮太郎 | 田村豐吉 | 藤居 虛 |
| 中村基吉 | 武田慧宏 | 赤羽彌吾司 |
| 原 卓一 | 中島謙藏 | 松下民衛 |
| 佐藤益次郎 | 衛 藤 構 | 溜 峰次郎 |
| 金森光雄 | 大塚安太郎 | 勝水淳行 |
| 東山惠雄 | 徳富織江 | 矢島仲次郎 |
| 西坂照海 | 下河範英 | 藤井秀昭 |
| 藤井惠照 | 飯泉安造 | 求 檜 松 |
| 齋藤敬二 | 佐瀬庄三郎 | 土倉是空 |
| 田山清四郎 | 景山榮志 | 杉本虎吉 |
| 稻葉徳次郎 | 岩越義爲 | 大澤利之 |
| 奥山源三郎 | 初岡健一 | 佐藤嘉次郎 |
| 碓井義弘 | 上妻豊彦 | 牛山千之輔 |
| 藁田長平 | 菅原清次郎 | 増山喜三郎 |
| 藤原律藏 | 市東佐源次 | 山下重藏 |

●地方部長の囑託及解除

二月中に於ける地方部長の囑託及解除左の如し

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 杉目美能壻 | 石井善三郎 | 中村友八 |
| 齋藤待五郎 | 秋元源次郎 | 齋藤友次 |
| 齋井宗成 | 川添敬三 | 佐藤喜六 |
| 久我榮三郎 | 稗田雪崖 | 小濱斐信 |
| 石川玄之松 | 佐久間茂祐 | 都築琴二 |
| 大原公平 | 向後米太郎 | 福津宗雄 |
| 井澤正太郎 | 島田榮造 | 吉川一江 |
| 山口知信 | 香川又二郎 | 兒島三郎 |
| 土居寛申 | 扇谷典三 | 住江敬義 |
| 波部新平 | 逸見祐之助 | 坪井直彦 |
| 森 元 祐 | 石井光美 | 木名瀬禮助 |
| 谷田三郎 | 眞 木 喬 | 谷 野 格 |
| 豐野胤珍 | 柏原與次郎 | |
| 永田包雄 | | |
| 波邊武直 | | |
| 松隈房吉 | | |

膳所地方部長ノ囑託ヲ解除ス
甲府地方部長ヲ囑託ス

膳所地方部長ヲ囑託ス

堀川地方部長ノ囑託ヲ解除ス
福島地方部長ヲ囑託ス

秋田地方部長ノ囑託ヲ解除ス
宮城地方部長ヲ囑託ス

高地地方部長ノ囑託ヲ解除ス
奈良地方部長ヲ囑託ス

奈良地方部長ノ囑託ヲ解除ス
高地地方部長ヲ囑託ス

宮城地方部長ノ囑託ヲ解除ス
三池地方部長ヲ囑託ス

前橋地方部長ノ囑託ヲ解除ス
福岡地方部長ヲ囑託ス

椎名通藏

山川一 郎

江澤精造

丹羽哲 郎

安松虎 雄

清水精四郎

上田定次郎

福岡地方部長ノ囑託ヲ解除ス

福島地方部長ノ囑託ヲ解除ス

●贈 與 金

本會舊規則第三條第九項に依り死亡者等に對し吊慰の意味を以て大正二年一月及び二月中に於て贈與したる金額並に氏名左の如し

- | | | | |
|------|-----|-----|--------------|
| 金參 圓 | 看守長 | 樺 戸 | 上野山 熊四郎 (退職) |
| 金參 圓 | 看 守 | 樺 戸 | 佐藤正吾 (退職) |
| 金參 圓 | 同 | 同 | 内藤福次郎 (同) |
| 金參 圓 | 同 | 同 | 三上龜太郎 (同) |
| 金參 圓 | 同 | 同 | 岩本金三 (同) |
| 金參 圓 | 同 | 同 | 森宮茂光 (同) |
| 金參 圓 | 同 | 同 | 松井熊吉 (同) |
| 金四 圓 | 同 | 同 | 松々木豊彦 (同) |
| 金四 圓 | 同 | 同 | 渡部重孝 (同) |
| 金五 圓 | 同 | 同 | 高島庄藏 (同) |
| 金拾貳圓 | 授業手 | 同 | 放安田十三 族 (死亡) |
| 金拾四圓 | 看 守 | 同 | 春日馬次郎 (眞偽) |

山縣齊高

伊藤俊光

會費送附方

肩書番地	宛名	局振込名
東京市麴町區西日比谷町壹番地	監獄協會理事 眞木 喬	司法省內郵便局

大正二年三月二十日發行

(定價金拾貳錢)

東京市牛込區市ヶ谷町五十三番地 豐野胤珍

編輯人 東京市四谷區受住町二番地 磯村政富

印刷所 東京市麴町區下六番町十七番地 同 勞舍

發行所 東京市麴町區西日比谷町壹番地 電話新橋壹六八番 監獄協會

賣捌所 東京市四谷區受住町二番地 東京書院